

電気通信事業法の消費者保護ルール に関するガイドライン

～平成 27 年改正電気通信事業法の施行に伴う利用者保護規律の充実・強化～

(案)

※現時点での案であり、施行に向けた今後の関係法令の制定等に伴い
記載内容の一部更新が行われる場合があります。

総務省総合通信基盤局

平成 28 年（2016 年）●月

目 次

序章 はじめに	3
第1節 本ガイドラインの目的	3
第2節 関係法令及び略称一覧	4
第1章 対象となる電気通信役務及び事業者の種類	6
電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン 適用表	6
第2章 提供条件概要説明(法第 26 条)関係	12
第1節 対象範囲	12
第2節 基本説明事項(施行規則第 22 条の2の3第1項)	14
第3節 説明方法(施行規則第 22 条の2の3第3項)	24
第4節 適合性の原則(施行規則第 22 条の2の3第4項)	28
第5節 変更・更新時の説明(施行規則第 22 条の2の3第2項)	30
第6節 違反した場合の取扱い	33
第3章 書面交付(法第 26 条の2)関係	34
第1節 対象範囲	34
第2節 契約書面の記載事項(施行規則第 22 条の2の4第1項及び第2項)	36
第3節 記載・交付方法	41
第4節 変更・更新時の書面交付(施行規則第 22 条の2の4第3項)	45
第5節 情報通信の技術を利用する方法(電子交付方法)	46
第6節 違反した場合の取扱い	49
第4章 初期契約解除制度(法第 26 条の3)関係	50
第1節 対象範囲	50
第2節 初期契約解除の効果	51
第3節 利用者が初期契約解除をする方法	52
第4節 初期契約解除に伴い利用者が支払うべき額(施行規則第 22 条の2の9)	53
第5節 更新・変更時の初期契約解除(施行規則第 22 条の2の7第1項)	56
第6節 不実告知後の取扱い(法第 26 条の3第1項括弧書、施行規則第 22 条の2の8)	57
第7節 確認措置(施行規則第 22 条の2の7第1項第5号及び第2項～第6項)	58
第8節 一体的販売における留意点	62
第9節 事業者を乗り換える際の留意点	64
第10 節 違反した場合の取扱い	64
第5章 苦情等の処理(法第 27 条)関係	65
第1節 対象範囲	65
第2節 苦情等の処理の方法	65
第6章 電気通信事業者等の禁止行為(法第 27 条の2)関係	67
第1節 事実不告知及び不実告知の禁止	67

第2節 勧誘継続行為の禁止	69
第7章 媒介等業務受託者に対する指導等の措置(法第 27 条の3)関係	73
第1節 対象範囲	73
第2節 媒介等業務を適切かつ確実に遂行する能力を有する者への委託 (第 22 条の2の 11 第1項第1号)	74
第3節 責任者の選定(第 22 条の2の 11 第1項第2号)	74
第4節 媒介等業務の手順等に関する文書の作成等 (第 22 条の2の 11 第1項第3号)	75
第5節 監督措置(第 22 条の2の 11 第1項第4号)	76
第6節 苦情処理に関する措置(第 22 条の2の 11 第1項第5号)	77
第7節 媒介等業務が適切かつ確実な遂行を確保するための措置 (第 22 条の2の 11 第1項第4号)	77
第8節 委託状況を把握するための措置(第 22 条の2の 11 第1項第7号)	78
第9節 総務大臣への報告義務(第 22 条の2の 11 第2項)	78
第8章 事業の休廃止に係る周知(法第 18 条第3項)関係	79
第1節 本規定を設けることとした趣旨	79
第2節 法第 18 条第3項の規定の概要及び説明	79
第3節 施行規則第 13 条の規定の概要及び説明	81
第4節 事業の休廃止の望ましい在り方について	85
第5節 具体的な事業者の対応の例示	86

序章 はじめに

第1節 本ガイドラインの目的

携帯電話サービス、インターネット接続サービス、固定電話等の電気通信事業の利用者を保護するための規律(利用者保護規律)としては、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)において、平成 16 年(2004 年)から、事業の休廃止に係る周知、提供条件の説明及び苦情等の処理の義務を電気通信事業者に課す規定が設けられ、提供条件の説明の義務(説明義務)については電気通信事業者に加え契約締結の媒介等を行う代理店も対象とされていた。その後、利用者保護規律の更なる充実・強化を1つの目的として、平成 27 年(2015 年)5月 15 日、第 189 回国会において、電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 26 号)が成立し、同年5月 22 日に公布され、翌年5月 21 日(予定)に施行されることとなった。具体的には、当該改正法により、契約後の書面の交付義務、初期契約解除制度、不実告知等の禁止、勧誘継続行為の禁止、代理店に対する指導等の措置義務が電気通信事業法に導入され、その施行に向けた法令等(省令・告示等)の制定・改正によって、これらの新たな規律の詳細が定められるとともに、既存の説明義務の充実・強化も図られたところである。

本ガイドラインは、これらの電気通信事業法の利用者保護規律及びこれに基づく下位法令の規定の内容を解説するとともに、これらの規定に関連して、一般消費者に代表される利用者の利益の保護の観点から電気通信事業者等(電気通信事業者及びその代理店(媒介等業務受託者)をいう。以下同じ。)が基本的に遵守すべき事項及び自主的に取ることが望ましいと考えられる対応について解説する。すなわち、本ガイドラインが「望ましい」、「想定される」あるいは「考えられる」として記載する内容以外の記載内容が、本ガイドラインが各項目中で掲げる「不適切な事例」を含めて、法令等の規定の基本的な遵守方法についての解説であり、電気通信事業者等による誠実な履行が求められるものである。これにより、本ガイドラインは、電気通信サービスの具体的な消費者保護ルールについて明確化を図り、消費者が安心して電気通信サービスを利用できるようにすることとともに、利用者の保護の充実を図ることを目的とする。

なお、今後も新たなサービスの登場や電気通信サービスの多様化・複雑化により電気通信サービスに関するトラブルの内容や実態も変化していく可能性がある。法に基づく消費者保護ルール及び利用者保護規律についても、そのような状況を反映したものとする必要があることから、本ガイドラインについても、トラブルとなる内容の変化に応じて適時適切に見直しを行っていく予定である。

第2節 関係法令及び略称一覧

(1)関係法令

①電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)

第2条、第9条、第 12 条、第 14 条、第 16 条、第 18 条、第 26 条、第 26 条の2、
第 26 条の3、第 27 条、第 27 条の2、第 27 条の3、第 29 条、第 126 条、第 164 条、
第 188 条

本ガイドラインでは、「法」又は「本法」と略す。

②電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)

第 13 条、第 22 条の2の3、第 22 条の2の4、第 22 条の2の5、第 22 条の2の6、
第 22 条の2の7、第 22 条の2の8、第 22 条の2の9、第 22 条の2の 10、
第 22 条の2の 11、別表

本ガイドラインでは、「施行規則」と略す。

③電気通信事業法第 26 条第1項各号の電気通信役務を指定する件

(平成 28 年総務省告示〇号)

本ガイドラインでは、「指定告示」と略す。

④電気通信事業法施行規則第 22 条の2の7第1項第5号口、ハ及び同条第6項に基づき告示する件(仮称)(平成 28 年総務省告示〇号)

本ガイドラインでは、「確認措置告示」と略す。

⑤電気通信事業法施行規則第 22 条の2の9第2号及び3号に基づき告示する件(仮称)(平成 28 年総務省告示〇号)

本ガイドラインでは、「対価請求告示」と略す。

⑥郵便法(昭和 22 年法律第 165 号)

⑦民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)

本ガイドラインでは、「信書便法」と略す。

⑧携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成 17 年法律第 31 号)

本ガイドラインでは、「携帯電話不正利用防止法」と略す。

⑨青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する

法律(平成 20 年法律第 79 号)

本ガイドラインでは、「青少年インターネット環境整備法」と略す。

⑩特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号)

本ガイドラインでは、「特定商取引法」と略す。

条文は、e-Gov ウェブページ等で閲覧可能。

(2) その他の略称

- ・「電気通信事業者等」:序章第1節参照。
- ・「電気通信事業者」:第1章(1)参照。
- ・「媒介等業務受託者」:第1章(2)参照。
- ・「説明義務」:第2章柱書き参照。
- ・「法人契約」:第2章第1節(4)①参照。
- ・「自動締結契約」:第2章第1節(4)②参照。
- ・「都度契約」:第2章第1節(4)③参照。
- ・「接続・共用関係契約」:第2章第1節(4)④参照。
- ・「変更契約」:第2章第5節(1)参照。
- ・「更新契約」:第2章第5節(1)参照。
- ・「書面交付義務」:第3章柱書き参照。
- ・「契約書面」:第3章柱書き参照。
- ・「電子交付」:第3章柱書き参照。
- ・「不実告知」:第6章第1節(2)参照。
- ・「事実不告知」:第6章第1節(2)参照。
- ・「初期契約解除」:法第 26 条の3に基づく契約の解除を指す。
- ・「確認措置」:施行規則第 22 条の2の7第1項第5号に規定する「確認措置」を指す。
- ・「電気通信役務契約」:それぞれの章で解説する規律の対象となる電気通信役務の提供に関する契約を指す。

第1章 対象となる電気通信役務及び事業者の種類

本章では、事業者の種類(電気通信事業者／媒介等業務受託者(代理店))及び電気通信役務の種類別に、本ガイドラインのどの部分が適用されるかをまず下表により示し、次いで、具体的にどの電気通信役務が各規律の対象となるかを解説する。

電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン 適用表

ガイドラインの項目	対象 電気通信事業者 媒介等業務受託者(代理店)	移動通信サービス				固定通信サービス			
		初期契約解除の対象 (下記(4))		その他のサービス (下記(5))	初期契約解除の対象 (下記(4))		その他のサービス (下記(5))		
		MNOの携帯電話サービス	MNOの携帯インターネット接続サービス		MNOのBWAサービス	MNOのBWAサービス	※いずれもプリペイド除く。 PHS	CATVインターネットサービス 分離型ISPサービス FTTHインターネットサービス (FTTH、CATV、DSL)	電話及びISDNサービス IP電話
序章 はじめに	○ ○	○	○	○	○	○	○	○	○
第1章 対象となる電気通信役務 及び事業者の種類	○ ○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2章 提供条件概要説明(法第26条)関係	○ ○	○	○	○	○	○	○	○	○
第3章 書面交付(法第26条の2)関係	○ -	○	○	○	○	○	○	○	○
第4章 初期契約解除制度(法第26条3) 関係	○ -	○	-	-	-	○	-	-	-
第5章 苦情等の処理(法第27条)関係	○ -	○	○	○	○	○	○	○	○

第6章 電気通信事業者等の禁止行為 (法第27条の2)関係	○	○	○	○	○	○
第7章 媒介等業務受託者に対する指導等 の措置(法第27条の3)関係	○	△	○	○	○	○
第8章 事業の休廃止に係る周知 (法第18条第3項)関係	○	—	○	○	○	○

○:適用あり、△:間接的に適用あり、—:適用なし

※第7章については、上表のほか、全ての電気通信役務が対象となる。

※第8章については、詳細が異なる可能性があるため、同章の記載を参照されたい。

表中の事業者の種類及び電気通信役務の範囲は、具体的には次のとおりである。

(1) 電気通信事業者

電気通信事業者とは、電気通信事業を営むことについて、法第9条の登録を受けた者及び第16条第1項の規定による届出をした者をいう(法第2条第5号)。法人の従業員がその法人の業務に関して行う通信のための役務を当該法人が提供する場合など電気通信事業を営むことに当たらない場合や、本法第164条の適用除外に該当する場合は、電気通信事業者に該当せず、本ガイドラインで解説する利用者保護規律も課せられない。

(2) 媒介等業務受託者(代理店)

媒介等業務受託者とは、電気通信事業者から電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理(媒介等)の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者である(法第26条第1項)と定義され、携帯電話サービスのキャリアショップ、光ファイバインターネットサービスの電話勧誘を行う事業者、携帯電話サービスや光ファイバインターネットサービスについて自ら販売活動を行う家電量販店等、電気通信役務の販売・勧誘等の活動を行う事業者が幅広く該当する。定義中のそれぞれの用語の意義は、次のとおりである。

① 媒介

他人(電気通信事業者と利用者)の間に立って、他人を当事者とする法律行為(電気通信役務契約)の成立に尽力する事実行為。

② 取次ぎ

自己の名をもって、他人(電気通信事業者)の計算において、法律行為(電気

通信役務の提供に関する契約)を引き受ける行為。

③ 代理

本人(電気通信事業者)のためにすることを示してする意思表示(電気通信役務の提供に関する契約の申込又は承諾)。代理権の範囲内で直接本人に法律効果を生ずる。

④ 業務の委託

媒介等の行為を業として(反復継続して)行うよう委託することを指す。私的な媒介行為等や一回限りの媒介行為等についてまで対象となるものではない。2以上の段階にわたる委託も含まれ、いわゆる2次代理店、3次代理店等、再委託がされている場合の再委託先の代理店も媒介等業務受託者として1次代理店同様に説明義務等を履行する必要がある。

なお、電気通信事業者の委託を受けて電話勧誘を行うが、あらかじめ通話先や営業活動内容については全て電気通信事業者が決めているなど、いわば電気通信事業者の手足として活動しているような場合は、媒介等業務受託者に該当しない。

(3) 対象となる電気通信役務(共通事項)

電気通信役務については、上記の適用表のとおり、次の(4)及び(5)に掲げる電気通信役務が説明義務(第2章)、書面交付義務(第3章)、苦情等処理義務(第5章)及び不実告知等・勧誘継続行為の禁止(第6章)の対象となるものとして指定告示により定められている。このうち、(4)に掲げる電気通信役務は、初期契約解除制度(第4章)の対象ともなる。

媒介等業務受託者指導等措置(第7章)及び事業の休廃止に係る周知(第8章)については、それぞれ各章を参照されたい。

また、指定告示においては、アクセスサービス(足回り回線部分)と当該回線により提供されるインターネット接続サービス(ISP部分)を区別して規定している場合があるが、足回り回線部分とISP部分が一体として提供されている場合は、両サービスを一体として取り扱えば問題ない。下記のサービス一覧においても、実態に合わせて、一体として提供されるのが通常のものについては一体として解説している。なお、括弧内の指定告示の条文番号のうち網掛けが足回り回線を指す規定、下線がISP部分を指す規定である。

(4) 初期契約解除制度を含む全ての義務の対象となる役務

【初期契約解除対象の移動通信サービス】

① MNOの携帯電話サービス

(指定告示第1項第1号)

スマートフォン、フィーチャーフォン(従来型携帯電話)等の携帯電話端末向けに提供される音声サービス及びインターネット接続サービスが該当する。プリペイドは除かれる。

② MNOの携帯インターネット接続サービス

(指定告示第1項第2号)

タブレット、モバイル Wi-Fi ルーター等のデータ通信専用の端末向けに提供されるインターネット接続サービスで、携帯電話サービスのアクセスネットワーク(携帯電話ネットワーク)を利用するものが該当する。プリペイドは除かれる。

③ MNOのBWAサービス

(指定告示第1項第3号及び第4号)

モバイル WiMAX 及び AXGP が該当する。プリペイドは除かれる。

④ MVNOのBWAサービス

(指定告示第1項第3号及び第4号)

MVNOの提供するBWAサービスを指す。プリペイドは除かれる。

【初期契約解除対象の固定通信サービス】

⑤ FTTHインターネットサービス

(指定告示第2項第1号及び第3号)

いわゆる光ファイバのインターネットサービスであるが、利用者の共同住宅等内ではVDSL(銅線)やLANケーブルを用いるものも含む。

⑥ CATVインターネットサービス

(指定告示第2項第2号及び第3号)

⑦ ⑤又は⑥向けの分離型ISPサービス(指定告示第2項第3号)

FTTHインターネットサービスやCATVインターネットサービスについて、ISPサービスが足回り回線部分とは別に分離して提供されている場合も、それ単体として初期契約解除対象となる。

⑧ DSLサービス向けの分離型ISPサービス(指定告示第3項第4号)

DSLの足回りの回線部分のサービスとは分離して提供される、当該回線を用いてインターネットへの接続を可能とするためのISPサービスが該当する。より具体的には、足回り部分の契約を解除せずに提供元事業者を変更できるものとして定義している。こうした分離型のISPサービスは、⑦も同様であるが、電話勧誘により利用者のパソコンを遠隔操作することで容易に提供元事業者を変更できることから、対象とするものである。

(5)説明義務・書面交付義務・苦情等処理義務及び不実告知等・勧誘継続行為の禁止の対象となる役務(初期契約解除は対象外)

【移動通信サービス】

① PHSサービス

(指定告示第3項第3号)

PHS端末向けに提供される音声サービス及びインターネット接続サービスが該当する。MVNOを含む。

② 公衆無線LANサービス

(指定告示第3項第4号及び第9号)

③ プリペイドサービス

(指定告示第3項第7号)

④ MVNOサービス(携帯)

(指定告示第3項第8号)

【固定通信サービス】

⑤ DSLインターネットサービス

(指定告示第3項第2号及び第9号)

DSLサービスのうち、足回り回線部分とISP部分を一体として提供するもの(足回り回線部分を維持したままISP部分の提供元事業者を変更することはできないもの)と、足回り回線部分を単独で提供するものがここでの対象である。両者が分離されている場合のISP部分については、(4)⑧を参照。

⑥ FWAインターネットサービス

(指定告示第3項第5号及び第9号)

⑦ 電話及びISDNサービス

(指定告示第3項第1号)

地域、長距離、国際のいずれの区分も含む。公衆電話など、利用する都度に契約を締結することとなるサービスは適用除外としている。(後述)

⑧ IP電話

(指定告示第3項第6号)

050IP電話及び0ABJのIP電話が該当する。

⑨ その他のインターネット接続サービス

(指定告示第3項第9号)

上に掲げた他の類型に該当しなくとも、アクセス回線の別や端末の別を問

わざ、例えば専用回線を使用するものなど、インターネット接続サービスについてはいずれにせよ説明義務の対象となる（移動通信であっても対象）。ただし、法人向けの専用回線を介したインターネット接続は法人契約（後述）に該当すれば適用除外となる。またウェブホスティングサービスなどのアプリケーションレベルのサービスは対象に含まれない。

第2章 提供条件概要説明（法第26条）関係

法第26条の規定により、電気通信事業者及び媒介等業務受託者（電気通信事業者等）には、電気通信役務の提供に関する契約の締結又は媒介等をしようとするときは、消費者が最低限理解すべき提供条件の概要を説明しなければならない義務が課せられている（説明義務）。本章では、その基本的な遵守方法及び電気通信事業者等による望ましい対応を解説する。

第1節 対象範囲

（1）対象となる電気通信役務

第1章を参照。

（2）説明をすべき者（法第26条第1項）

電気通信事業者及び媒介等業務受託者（代理店）に、説明をすべき義務が課されている。

（3）説明を受ける者

説明を受ける者は、電気通信役務の提供を受けようとする者を含む「利用者」であるが、電気通信事業者は「利用者」の範囲外であり、卸電気通信役務の提供など電気通信事業者に対して電気通信役務を提供する場合は、説明義務の対象とならない。法人その他の団体は規定上「利用者」に含まれるが、締結・媒介等をしようとする契約が法人契約に該当すれば、説明義務は適用されない。（法人契約の範囲は（4）①を参照）

（4）説明義務が適用されない契約（施行規則第22条の2の3第6項）

（1）で掲げた対象役務の電気通信役務契約であっても、次の契約については、説明義務は適用されない。

① 法人契約（第1号）

法人その他の団体（法人等）を相手方とする契約であって、営利を目的とする法人等の場合には当該法人等の営業目的（その営業のために又はその営業として）、営利を目的としない非営利の法人等の場合には当該法人等の事業目的（その事業のために又はその事業として）で締結される契約をいう。すなわち、これらの法人等が通常、事業・職務の用に供するために電気通信役務契約を締結する場合は法人契約として説明義務等の適用除外となる。

法人等には、法人の他、民法上の組合をはじめ、法人格を有しない社団及び財団（権利能力なき社団・財団）、各種の親善・社交等を目的とする団体が含まれ、法人格を有しないマンション管理組合も含まれる。営業目的・事業目的の

有無にかかわらず、個人である利用者が締結する契約は基本的に法人契約に該当しないが、契約名義が個人であったとしても、上述のような任意団体がその事業目的又は営業目的で電気通信役務契約を契約するとみられる場合は、該当する。

② 自動締結契約(第2号)

契約約款の規定に基づき、他の電気通信事業者が契約を締結したときに自らも締結したこととなる電気通信役務契約を指し、いわゆるみなし契約及びローミング契約が含まれる。みなし契約とは、一部の電気通信事業者が提供する国際電話サービス又は長距離電話サービスの提供に関する契約については、これらの契約約款の規定により、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社等との間で電話サービス又はISDNサービス契約を締結すると同時に締結されることとなる旨が定められており、これらの契約のことをいう。また、ローミング契約とは、主に携帯電話サービス及びPHSサービスの提供に関する契約について、これらのサービスを提供する電気通信事業者の契約約款の規定により、他の電気通信事業者との間に携帯電話サービス又はPHSサービスの契約を締結すると同時に締結されることとなる旨が定められており、これらの契約のことをいう。

③ 都度契約(第3号)

電気通信役務の提供を受けようとする都度、契約を締結することとなるものを指し、公衆電話のほか、例えば、通話の発信等の利用の都度契約を締結することが必要なクレジット通話、コレクトコールなどがこれに該当する。料金を前払いすることにより一定期間いつでも発信することが可能になるサービス(プリペイド携帯電話等)は、利用の都度契約するとは言えず、該当しない。

④ 接続・共用関係契約(第4号)

他の電気通信事業者と接続又は共用協定を締結して電気通信役務を提供する場合(例:アクセス回線事業者がプロバイダと接続してFTTHインターネットサービスを提供する場合、MVNOがMNOと接続して移動通信役務を提供する場合)であって、他の電気通信事業者がまとめてサービス内容等の提供条件についての説明をすることとしているときの自らの電気通信役務契約をいう。こうした場合のプロバイダやMNOには説明義務が課されない。

⑤ 変更契約・更新契約のうち説明を要さないもの(第5号)

「第5節 変更・更新時の説明」を参照。

(5)いわゆるオプションについて

いわゆるオプションのうち、付加的な機能は、電気通信役務契約に含まれると考

えられるが、説明義務からは除外されている(施行規則第22条の2の3第1項柱書)。すなわち、電話サービスにおける電話転送機能、インターネット接続サービスにおける固定IPv4アドレス付与機能、MVNOサービスにおけるSMS機能等は、有料・無料の区別にかかわらず、説明義務の対象とはならない(ただしIP電話や携帯電話インターネット接続機能はそれ自体が説明義務の対象役務のため説明が必要)。また、付加的な機能のほか、電気通信役務ではないオプション(動画配信のコンテンツサービス等)も、電気通信役務契約の解除に伴いそれに違約金等が生じる(第2節(13)参照)など電気通信役務契約との間に何らかの関係性がない限り、説明義務の対象とまではならない。

しかしながら、これらの付加的機能を含むオプションについても、利用者から加入するという有効な意思の表示があった場合に限り加入したこととすべきことは当然である。

なお、説明義務と異なり書面交付義務においては、電気通信事業者が締結し又は媒介等をするオプションサービスは、基本的に付随有償継続役務として契約書面への記載の対象となるものであり、具体的には第3章第2節(6)を参照されたい。また、媒介等業務受託者が独自に提供するオプションについても書面交付に関するルールがあり、具体的には第7章第4節(1)を参照されたい。

更に、他業種の有償継続役務又は商品と電気通信役務を一体的に販売する場合(いわゆるセット販売)の取扱いについては、本章第8節(13)も参照されたい。

【望ましい事例】

- 電気通信役務の利用を通常前提としたオプション(コンテンツサービス等)について、電気通信役務契約の解除に伴い自動的には解除されない場合又は電気通信役務契約と解除の方法が異なる場合に、そうした旨を説明すること。

【不適切な事例】

- オプションについて説明を行わないこと等により、オプションに加入することについて利用者の明確な意思が形成されているとは到底言えない状況で、勝手に加入させること。
- 本体の電気通信役務契約のみの契約という選択肢を利用者に示すことなく、オプション加入が当然であるかのように装って加入させること。
- 利用者のほとんど又は全員が加入している等、利用者を欺くような虚偽の内容を説明して加入させること。(不実告知の禁止(第6章第1節)にも該当し得る)

第2節 基本説明事項(施行規則第22条の2の3第1項)

基本説明事項とは、変更契約や更新契約に当たらない新規契約の締結又はその

媒介等をしようとする場合に説明をしなければならない事項である。具体的には、次の事項が該当する。

なお、基本説明事項は、一部の項目を除き、書面交付義務による契約書面への記載の対象ともなっている。

(1) 電気通信事業者の氏名又は名称(名称等)(第1号)

電気通信役務の提供を受けるに当たって利用者が直接相対する電気通信事業者を正しく認識できるよう、その法人名等の名称(個人の場合は氏名)を知らせることが必要である。例えば、卸電気通信役務の提供を受けて電気通信役務を利用者に提供する場合は、卸元ではなく、利用者と直接相対する自社の名称等を説明しなければならない。他方、他の電気通信事業者と接続又は共用協定を締結して電気通信役務を提供する場合(第1節(4)④接続・共用契約を参照)であって、苦情等の処理や料金回収等の業務を当該他の電気通信事業者に委託している場合も、利用者と直接相対することとなる当該他の電気通信事業者の名称等のみを説明すれば足りる。

【不適切な事例】

「光卸」を用いた光ファイバインターネットサービス、MVNO等、卸電気通信役務の提供を受けて、又はアクセスネットワークを保有する電気通信事業者と接続して自らの電気通信役務を提供する場合に、NTT等知名度の高い卸元電気通信事業者又はアクセスネットワーク保有事業者が直接利用者に提供するサービスであるかのように装って勧誘すること。

(2) 媒介等業務受託者の氏名又は名称(第2号)

媒介等業務受託者が媒介等を行う場合には、(1)の電気通信事業者の名称等に加えて、媒介等を行っている旨及び当該媒介等業務受託者の名称等を説明することが必要である。ここで、媒介等業務受託者の名称等としては、正式な会社名等に限られず、例えば「○○ショップ○○店」等の広く消費者に周知されている名称を用いることも可能である。

【不適切な事例】

媒介等を行っている旨及び媒介等業務受託者の名称等を一切知らず、知名度の高い委託元電気通信事業者の名称等のみを知らせて契約締結に至ろうとすること。

(3) 電気通信事業者の連絡先(第3号)

電話、電子メール、ウェブページ又は郵便等の連絡手段で利用者が苦情又は問合せを電気通信事業者に行うための連絡先を説明することが必要である。電話による

連絡先については、その受付時間帯も説明しなければならない。

消費者からの問合せ等の受付専用の連絡先を設けている場合には、当該連絡先を説明することとなる。他方、専用の連絡先を設けていない場合においては、消費者からの問合せ等に応じる部門等に最終的に繋がるための連絡先(例えば、電話であれば代表番号等)を説明することとなる(この場合、問合せ等に応じる部門等に円滑に繋げるようにする必要がある。)。また、例えばウェブページ上に問合せ等の連絡先を設ける場合において、当該ページのURLが非常に長い場合などにおいては、消費者の利便性を考慮してトップページを説明することも認められる(この場合、問合せ等の連絡先URLに直ちに飛べるようなリンクを貼る等する必要がある。)。電話の連絡先を説明する場合で、例えば平日と土日祝日で受付時間帯が異なっているような場合には、それぞれの時間帯を説明する必要がある。

なお、本項目は電気通信事業者が苦情及び問合せに応じるための手段を規定するものではなく、したがって、上記の連絡手段の全てを説明する義務までは要しない。また、消費者からの苦情及び問合せへの対応について、外部委託を行っている場合については、当該委託先の連絡先を説明することが可能であるが、その場合においては、電気通信事業者は苦情及び問合せの処理を当該委託先が迅速かつ適切に行うよう、十分な監督及び連携が必要である。

(4) 媒介等業務受託者の連絡先(第4号)

媒介等業務受託者が媒介等を行う場合には、電気通信事業者が媒介等業務受託者についての苦情及び問合せの処理も行う場合を除き、(3)の事項に加えて、電話、電子メール、ウェブページ又は郵便等の連絡手段で利用者が媒介等業務受託者に苦情又は問合せを行うための連絡先を説明することが必要である。電話による連絡先については、その受付時間帯も説明しなければならない。

他の留意事項については、(3)と同様である。

(5) 電気通信役務の内容(第5号)

電気通信役務契約により利用者が提供を受けることができる電気通信役務の具体的な内容をいう。少なくとも、次の事項を説明しなければならない。

① 名称(第5号イ)

各電気通信事業者が定める具体的なサービス名をいう。

② 種類(第5号ロ)

次の区分による電気通信サービスの種類をいう(施行規則別表)。各区分の内容は、特記のない限り、指定告示の定める説明義務等の対象役務の区分と同様である。

FTTHアクセスサービスと固定インターネット接続サービスを一体的に提供している場合等、複数の区分に該当する場合は、「光ファイバインターネットサービス」等の表現によりそれら区分を一体として説明することで差し支えない。

- (ア)電話及びISDN
- (イ)携帯電話及びPHS(音声役務)
- (ウ)携帯電話・PHSアクセスサービス

インターネット接続サービスを携帯電話又はPHSのネットワークを利用して提供する場合の足回り部分のサービスを指す。(シ)と通常一体として提供されていると考えられる。

- (エ)DSLアクセスサービス
- (オ)FTTHアクセスサービス
- (カ)CATVアクセスサービス
- (キ)BWAアクセスサービス
- (ク)公衆無線LANサービス
- (ケ)FWAアクセスサービス
- (コ)IP電話サービス
- (サ)MVNOサービス
- (シ)無線インターネット接続サービス

無線のアクセスネットワークに対応して提供されるインターネット接続サービス(ISP部分)を指す。

- (ス)固定インターネット接続サービス

固定のアクセスネットワークに対応して提供されるインターネット接続サービス(ISP部分)を指す。

- (セ)その他

現時点では該当するものは想定されていない。

③ 品質(第5号ハ)

FTTHインターネットサービス、携帯電話ネットワークのインターネットサービス等のいわゆるベストエフォート型サービスについて、広告等で表示された最高伝送速度にかかわらず伝送速度が低下することがある旨など、その品質に係る制限事項を説明しなければならない。

具体的には、例えば「表示速度は最高速度であり、保証されるものではなく、当該速度より低い速度しか出ない場合がある。」「回線(又は周波数)を複数の加入者でシェア(共用)するため伝送速度が低下することがある。」等の説明(表示)の仕方が望ましいと考えられるが、いずれにしても、消費者がベストエフォート型サービス

の内容を十分に理解することができるよう配慮する必要がある。更に、「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン」(平成 27 年(2015 年)7月総務省公表)に基づき実効速度の計測を実施している場合には、「受信実効速度は 14.1~37.6Mbps です」などの表現により集計された計測値についても紹介することが望ましい。

また、050IP電話サービスについては、音質が低下することがある旨を説明しなければならない。

④ 提供を受けることができる場所(第5号二)

移動通信役務の利用可能性が場所によって変動し、かつ、そうした状況についてあらかじめ確定的に明らかにすることが難しい場合には、そのことによる利用できる場所に係る制限事項を説明しなければならない。

例えば、携帯電話サービス及び BWA サービスにおいては、基地局の設置場所から離れた地域にあるとき、近隣の建造物や工作物により電波の受信の障害が発生している地域にあるときなど、電波が届かない場所ではサービス提供を受けることができないことがある旨の説明が最低限必要である。

なお、公衆無線 LAN アクセスサービスは、通常は局所的に提供されるものであり、十分な広がりをもったエリア内において利用可能状況が変動するというような事情がない限り、本項目の説明の必要はない。

⑤ 緊急通報に係る制限(第5号木)

緊急通報とは、110 番による警察機関への通報、118 番による海上保安機関への通報及び 119 番による消防機関への通報をいう。例えば、IP電話サービスにおいて、緊急通報を行うことができないときは、その旨の説明が必要である。

なお、緊急通報を行うことができない IP 電話サービスであって、IP 電話サービスが提供できない時に自動的に当該 IP 網以外の他の通信網に迂回する機能により緊急通報を行うこととしているものについても本項目の説明が必要であるが、この場合には、そのような仕組みにより緊急通報を行うことができる旨の説明を行うことも可能である。また、緊急通報を含めて通話が停電時に不可能となることがある場合には、その旨を説明しなければならない。

⑥ 青少年有害情報フィルタリングサービス(第5号ヘ)

青少年インターネット環境整備法第 17 条においては、携帯電話インターネット接続役務の利用者である青少年に対して、保護者が不要としない限り、フィルタリングサ

ービス(青少年有害情報フィルタリングサービス)の利用を条件として同役務を提供することを義務付けている。

フィルタリングサービスは、インターネットを通じたトラブルから青少年を保護する有効な手段であるが、同法は保護者の判断によりフィルタリングサービスを利用しないことも認めているため、的確な情報に基づく利用の必要性の判断を促し、事後の安易な解除を防止する観点から、保護者及び青少年に対し正確な理解がなされるよう、フィルタリングサービスに関する説明を必ず行うことが求められる。

ただし、フィルタリングサービスの利用により、青少年にふさわしくない情報等、一部情報の閲覧が制限されることとなるため、電気通信役務の利用の制限として説明も併せて行う必要がある。

【望ましい例】

- ・フィルタリングサービスが、インターネットを通じたトラブルから青少年を保護する有効な手段である旨を説明し、フィルタリングサービスの利用を促すこと。
- ・特に、スマートフォンの場合は、携帯電話回線のほか、無線 LAN 経由の接続や、アプリに対するフィルタリングの必要性についても説明すること。

【不適切な例】

- ・フィルタリングサービスによる青少年にもたらされる保護効果よりも、使用できないアプリや、閲覧できない Web ページがあることなどによる不便さを強調した説明を行うこと。

⑦ その他の利用制限(第5号ト)

これまで掲げた事項のほかに電気通信サービスの利用に関する制限があれば、その旨も含めて説明しなければならない。その例として、電気通信事業者が意図的に電気通信役務の利用に係る制限を実施している場合(ネットワーク上の混雑回避のための帯域制御等)には、その制限の内容を説明する必要がある。帯域制御に係る制限の内容としては、制御に該当する基準(大量に通信を行う特定のユーザを対象とする場合は制御の対象に該当する通信量等を、特定のアプリケーションの通信を制限する場合には、当該アプリケーションの名称をいう。)、制御の対象となる時間帯及び場所等が該当する。

なお、制御に該当する基準が複雑な場合には、説明時には制限の実施される代表的な例を示し詳細についてはウェブページでの閲覧をするよう説明するとともに、消費者が問い合わせた場合には適切に回答できるようにすることも可能である。

【望ましい例】

- ・一月当たりのデータ使用可能量が大容量又は無制限であることを訴求するサ

ービスであって、○日間に内に使用量が○GBを超えた場合には速度が○kbpsに制限される旨の定めがある場合には、その旨を明確かつ強調された形で説明書面に示すとともに、口頭でも告げること。

- IP電話を含む固定通信のサービスについて、停電時に利用できなくなる場合があることを説明すること。

【不適切な例】

- 帯域制御を発動する可能性があるにもかかわらず、インターネット接続のデータ使用量に一切制限がないかのように装って勧誘すること。

(6) 通信料金(第6号)

個々の利用者に適用される、料金プラン等の通信料金をいう。一般的に次のような項目の費用が含まれる。

- ①基本料金
- ②通話料金
- ③データ通信料金・インターネット接続料金
- ④家族割引、長期契約割引、月々割引等の料金割引
- ⑤事務手数料等の契約初期にのみ生じる料金(工事費は(7)参照)

割引については、家族割引、長期契約割引、月々割引等の料金割引が適用される可能性がある場合のほか、料金割引に相当するキャッシュバック等の特典が付与される場合には、そうした割引の内容も説明する必要がある。なお、契約期間のうち一部の期間に限定して割引をする場合については、追加的説明事項が定められている((8)(8)を参照)。

定額制の部分だけでなく従量制の部分についても説明の必要があるが、例えば通話料金について距離ごと、曜日又は時間帯ごとなど多数の料金区分を設定している場合等は、消費者が比較的頻繁に利用することが見込まれる主な料金区分のみを説明することができる。ただし、その場合、説明を行っていない通話料金区分についても、消費者が問い合わせた場合には適切に回答するとともに、ウェブページでも閲覧することができるようにしておくことが必要である。

(7) その他の経費(第7号)

(6)の通信料金に含まれていない経費がある場合にはその内容を説明する必要がある。例えば、FTTHインターネットサービスを利用するためには必要な光回線終端装置(ONU)又は無線LANルーターなどの機器のレンタル料や工事費等の経費の負担を要する場合のその経費などが、これに該当する。割引についても説明しなければならないことは(6)と同様である。

また、IP電話サービスについて、当該サービスが提供できない時に自動的に当該P網以外の他の通信網に迂回する機能を有する場合には、その迂回した通信網に関する料金負担が別途発生する旨も含まれる。

なお、本項目により説明することによって、その経費の利用者への請求が直ちに正当化されるわけではない。例えば、利用者について実際の工事が行われていないにもかかわらず工事費の名目で当該利用者に経費を請求することは、その請求がされる旨の説明があらかじめされていたとしても、当然不適切である。

(8) 期間限定の割引の適用期間等の条件(第8号)

契約している期間のうち一部の期間に限り料金その他の経費の額が割り引かれる場合には、(6)及び(7)で割引額等の内容について説明しなければならないほか、本項目により、割引が適用される期間その他の条件を説明しなければならない。適用される契約期間を定めずに割引をする場合は該当しないが、次回の契約更新までの間に限っての割引を行う場合は、該当する。

具体的に説明を要する内容としては、割引が適用される契約期間(始期及び終期、当初1年間等)、適用の範囲(例えば、基本料、通話料、機器レンタル料のうち、どの項目に割引が適用されるのか等)や適用対象(例えば、家族割引キャンペーンを実施する場合、家族のうち、主契約者のみの通話料に無料又は割引キャンペーンが適用されるのか、あるいは、家族の全構成員の通話料に適用されるのか等)、他の契約を解除するなど一定の条件を満たした場合に割引が解消されることがあるのであればその条件の内容、更に申込み時期によって当該割引の適用が変わる場合にその旨が考えられる。

また、利用開始後一定期間経過した後にキャッシュバック等を提供する場合で、それが料金その他の経費の割引に相当する場合は、本項目により、当該キャッシュバック等が提供される時期及び提供を受けるための条件(キャッシュバックを受けるために必要な情報を受け取る方法等)を説明する必要がある。

(9) 契約解除・契約変更の連絡先及び方法(第9号)

利用者が契約解除又は契約変更をするための連絡先及び連絡方法を説明しなければならない。(3)及び(4)の苦情及び問合せを行うための連絡先と同じである場合は、その旨説明すれば足りる。

複数の種類の電気通信役務を同時に説明・契約する場合(例:FTTHアクセスサービス+インターネット接続サービス+携帯電話MVNOサービス)で、種類ごとに連絡先が相違する場合は、種類ごとに連絡先を説明しなければならない。ただし、電気通信サービスの種類ごとに全ての連絡先を説明することにより、かえって消費者の利

便を損なう場合には、消費者の求める連絡先を正確かつ迅速に案内することのできる代表的な連絡先を説明すれば足りる。連絡先の具体的説明については、(3)及び(4)の解説を参照されたい。

契約解除・契約変更をする際に、IDとパスワードが必須とされる場合、また、所定の用紙による申込が必要とされる場合や特定の書類を求める場合などには、その旨説明することが必要であるが、契約解除・契約変更が特別の手続を要するものでない場合には、連絡先のみを案内することにより対応することも可能である。

なお、初期契約解除制度又は確認措置による契約解除については、(11)又は(12)を参照。

(10) 契約解除・契約変更の条件等(第 10 号)

利用者からの申出による契約解除又は契約変更の条件等に関する定めがあるときはその内容の説明が必要である。

契約締結後一定期間に限り無料で契約解除又は契約変更をすることができる場合や、一定期間を経過しなければ無料での契約解除又は契約変更をすることができない場合等には、その期間を説明しなければならない(第 10 号イ)。また、契約解除又は契約変更の場合に違約金その他の債務不履行の場合に債務者が債権者に支払うべきことをあらかじめ約した金銭(名称は問わない。)の支払を必要とする旨を定めているときは、その旨及びその具体的な金額又は算定方法を説明しなければならない(第 10 号ロ)。更に、消費者が光回線終端装置(ONU)、無線LANルーター等を電気通信事業者からレンタルして電気通信役務の提供を受けている場合であって、当該契約の解除又は変更をするときに、消費者が当該機器の返却送料等を負担する必要がある旨を定めるときは、その旨及び標準的な経費又は算定方法も説明しなければならない(第 10 号ハ)。

(11) 初期契約解除に関する事項(第 11 号)

初期契約解除制度が適用される場合は、当該制度そのものに関しては、初期契約解除が可能である旨(書面により契約解除が可能等)、初期契約解除が可能である期間(契約書面を受領した日を含む8日間等)及び更に詳細は契約書面に記載されている旨の説明が最低限必要である。初期契約解除が適用されていない場合の初期契約解除及び確認措置が適用されない旨の説明は義務とまではしていない。

(9)及び(10)の事項については、初期契約解除制度を利用して行う契約解除の場合にその内容が通常の中途解約の場合よりも利用者により不利益となるケースにおいて、改めて内容の説明が必要である。例えば、初期契約解除に伴い利用者が支払うべき額(第 10 号ロ及びハに該当)については、通常の中途解約の場合より利用者

に不利益な算定方法となっている場合には、その不利益となる算定方法について説明しなければならない。

なお、初期契約解除により契約解除した場合に、元々利用していた電気通信事業者のサービスに戻ることに時間がかかる、電話番号が変わってしまう恐れがあるなど、契約解除に伴い支払うべき額以外に利用者への不利益が生じることが予想される場合は、その内容を契約前に説明することが望ましい。また、オプションサービスや一体的に販売される他の役務の契約解除についても、初期契約解除の場合に中途解約より利用者に不利益となる取り扱いがされる場合は、その旨を説明することが望ましい。(第1節(5)の望ましい事例や本節(13)も参照。)

(12) 確認措置に関する事項(第12号)

移動通信役務で講じられることのある、初期契約解除の代替的措置である確認措置に関しては、それが講じられている場合に、制度そのものとしては、最低限、次の事項の説明が必要である。

- ① 確認措置により、実際の利用場所状況又は法令等遵守状況に関する利用者の申出を受けて、契約解除が可能な場合がある旨
- ② 利用場所状況又は法令等遵守状況が不十分だった場合の申出方法及び申し出ることのできる期間
- ③ 詳細が契約書面に記載されている旨

(9)及び(10)の事項について確認措置を利用して行う契約解除の場合にその内容が通常の中途解約の場合よりも利用者にとって不利益となるケースにおいて、改めての内容の説明が必要となるなど、他の留意点については初期契約解除と同様である。

(13) 他業種との一体的な販売がされる時の説明事項の取扱い

説明対象の電気通信役務を、他業種の有償継続役務(例:有料放送役務、電気の供給等)又は他業種の商品とセットで販売する場合は、セット割引の内容を含む料金等に関する本法の説明義務としては、少なくとも電気通信役務に関する部分を説明する必要が生じるものである。

セット販売に係る各契約の拘束期間が個別に設定されており、複数の契約の更新時期が重なり合わず、このような複数の契約を同時に解除すると常に違約金が発生する事態が生じ得る場合は、契約解除・契約変更の条件等についての説明((9)参照)として、電気通信役務契約の解除に関する説明はもちろんのこと、当該セット販売に係る複数の契約を同時に解除する場合には常に違約金が発生する旨も説明することが必要である。

また、他業種の契約については、通常、電気通信役務契約の解除に伴い自動的には契約解除されず、電気通信役務契約と契約解除の方法が異なる場合も多いと考えられるが、こうした旨についても平均的な消費者の理解が形成されるよう対応することが望ましい。

第3節 説明方法(施行規則第22条の2の3第3項)

(1) 共通事項

「説明」とは、単に電気通信事業者等が説明すべき事項に関する情報を、何らかの手段で消費者が入手できる状態とする、あるいは何らかの手段で伝達するだけでは不十分であり、消費者が当該事項に関する情報を一通り聴きあるいは読むなどして、その事項について当該消費者の理解が形成されたという状態におくことをいう。

ただし、個々の消費者の理解力等は千差万別であるので、全ての消費者が実際に十分な理解が形成されていることを確認することまでは求められない。電気通信役務の種類に応じて、平均的な消費者が理解することができると推定できる程度に理解しやすい内容及び方法で情報が伝達されていれば、電気通信事業者等がその個別の消費者がそれを理解していないということを認識しているのにもかかわらずその状態を解消しようとしなかったという事情がない限り、説明義務は果たされたと考えるのが適当である。また、同時に複数回線の同じサービスを申し込む場合には、1回説明がなされれば十分であると考えられる。

また、電気通信事業者等が説明をしようとしても、利用者が説明を受けることを拒んだり、説明は不要である旨の意思を表示する場合には、説明が行われなくとも問題ないが、説明不要である旨の意思表示がされるよう電気通信事業者等が誘導した場合や電気通信事業者等が説明の省略を自ら選択肢として提示した場合は、説明義務が履行されたとは言えない。

説明は、電気通信役務の契約の締結又はその媒介等をしようとするときに行うものであり、したがって少なくとも当該契約が締結されるまでには行わなければならない。なお、通知により行う自動更新時の説明の時期については、自動更新に関する解説第5節(2)を参照。

(2) 原則的な説明方法

説明事項を記載した書面(説明書面)を交付し、これに基づき口頭で説明することが原則である。説明書面は、説明事項を分かりやすく記載したものであり、例えばカタログやパンフレットが該当する。他方、文章等により詳細を全て記載(説明)するようなことまでは求められず、あくまで概要について「分かりやすさ」に重点を置いて

書面を作成・交付し説明がされることが想定されており、例えば、細かい契約事項が全て記載された契約約款の单なる写しなどは分かりやすい記載とはならない。また、例えばページ数が相当多いようなカタログにおいては、説明事項が同カタログ中に点在することとなつてはならず、できるだけ一連のページ（例えば、郵送用申込書面が添付されている場合は、その近く。）に説明事項がまとめられていることが求められる。

説明書面は、対面で直接手渡す場合のほか、郵送等の手段により行うことも可能である。ただし、契約締結（消費者からの申込みに対する承諾）の前に書面を交付する必要があることから、郵送は利用者からの承諾の前に行う必要がある。

対面による説明の場合には、原則として、書面の交付のみではなく口頭による説明も併せて行うことが必要である。ただし、例えば、説明義務対象ではないオプションについての勧誘をすることは控えた上で、

（ア） 平均的な消費者が内容を読めば直ちに、きわめて容易かつ確実に理解できるような方法で説明事項のみを記載した書面を準備し、

（イ） 消費者に対して、次の事項を口頭で伝え、

- ・ 当該書面に説明事項が記載されていることから書面中に記載された個々の説明事項を読んで提供条件の概要を理解していただきたい旨
- ・ 書面を読んで不明な点がある場合には、質問をしていただければ口頭による説明を行う旨

（ウ） （ア）の書面を当該消費者の面前に示す形で交付する

というような方法をとることにより、消費者が十分に理解できる場合には、必ずしも口頭による説明が必要とならない場合もあると考えられる。

【望ましい例】

- ① 説明事項のみ記載した専用の用紙（1枚から数枚程度にまとめたもの）を交付して口頭での説明を行うこと。
- ② 文字数を減らし色遣いを工夫するなどしたユニバーサルデザインに配慮した説明書面を作成し使用すること。
- ③ 付加的機能及び付随する契約を含めて、利用者が当初の請求時に支払わなければならぬ見込みの総額、その後の割引期間中の見込み総額及び割引期間終了後の見込み総額を計算し、伝達すること。

【不適切な例】

- ① 専用の説明書面を準備することなく、説明事項以外にも多くの事項が記載された書面やカタログ類等のみを交付し、かつ、口頭での説明をしないこと。
- ② 説明書面を消費者の面前に示すことなく、モデム等が入っている包装紙や紙袋に同封したままで交付すること。

③ 利用者と対面で接して契約の締結又は媒介等をしている場合に、上記(ア)のような書面を準備することなく、かつ、口頭での説明をしないこと。更に、それにもかかわらず、適切な説明をしたかのような記録をし、又は適切な説明をした旨の確認を利用者に行わせること。

(3)代替的な説明方法(電磁的方法等)

(2)の方法によらない場合は、電子メール、ウェブページ、ダイレクトメール等の広告の表示、CD-ROM等の記録媒体の送付又は電話による説明が、そうした方法により説明することに利用者が了解したとき、すなわち利用者の意思が確認できたときに限り、認められる。なお、「説明することに了解したとき」としては、消費者から書面交付による説明に代えて本項各号の方法による説明を自ら積極的に請求する場合のほか、電気通信事業者等が書面の交付による説明に代えて本項各号の方法による説明を行うことについて当該消費者の了解の意思表示が明示された場合及び明示がなくとも了解の意思表示があるものと十分に推測される場合が、これに該当する。したがって、例えば消費者側が自らオンライン・サインアップで契約を締結しようとする場合、ダイレクトメール等を見て申込書面を郵送してくる場合や電話で問合せを行う場合には、当該ウェブページやダイレクトメール等に説明事項を表示する方法により説明する旨を電気通信事業者等が分かりやすく表示してあれば、通常消費者の了解の意思表示があるものと推測される。しかしながら、電気通信事業者等から消費者に電話勧誘を行う場合には、電話により説明事項を告げる方法によることについての了解の意思表示が消費者から明示的になされることが求められる。(具体的には、例えば、説明に先立ち、書面の交付に代えて電話により口頭で説明を行う旨を消費者に告げ、消費者から当該方法による説明に了解する旨の回答を得ることが考えられる。)

各方法の詳細は、次のとおりである。

① 電子メール(第1号)

電子メールの本文に説明事項を記載し、又は電子メールに添付するファイルに説明事項を記載して、これを消費者に送信する方法である。電子メールを受信した消費者において、説明事項を記載したものを見ることができるようにされていることが必要である。

携帯電話宛ての印刷できないSMSにより、説明事項を掲載したウェブページを指すURL等を送信する方法については、本項目の電子メールは印刷可能であることが要件があるので、URL等により誘導されるウェブページが次の②による方法に該当すれば可能である。

② ウェブページに掲載する方法(第2号又は第3号)

ウェブページ上に説明事項を表示して、これをインターネットを介してアクセスしてきた利用者の閲覧に供する方法である。いわゆるオンライン・サインアップによる契約締結の際には、これにより説明を行うことができる。

ウェブページ上に表示された説明事項を印刷することができるようになっていること又はウェブページ上に表示された説明事項を印刷することができない場合(携帯電話向けサイト等)には、説明をした後、遅滞なく書面を交付(送付等)するか、説明事項がサーバー上のファイルに記録された日、すなわち契約締結日から3ヶ月間、消去又は改変できない状態にした上でサーバー上に保存し閲覧可能な状態を維持することが必要である。

なお、消費者が当該説明事項を読むことなく、次のリンク先のウェブページに飛んでしまうことのないよう、画面をスクロールすることにより、説明事項を一通り読んだ上で次のリンク先のウェブページに飛ぶこととなるよう、リンク先表示のための文字列を当該ウェブページの一番最後に表示するなどの工夫を行う必要があると考えられる。

③ 記録媒体を交付する方法(第4号)

フロッピーディスク、CD-ROM等の記録媒体を交付(送付等)することにより説明する方法である。

④ ダイレクトメール等広告に表示する方法(第5号)

ダイレクトメールその他これに類する広告媒体に、説明事項を記載することにより説明する方法であり、原則的な説明方法と異なり、説明の行為としての特段の書面の交付までは行わず、利用者の了解を得た上で、ダイレクトメール等の広告に付随して説明事項を表示する方法である。

広告とは、消費者を誘引するため、電気通信サービスの内容について電気通信事業者等が宣伝を行うことであり、ダイレクトメールに類する媒体としては、カタログ、パンフレット等が想定される。消費者が契約の際に通常手元に取って閲覧しないことも多いと考えられる媒体、例えば店舗における幟・旗などは、本項目で認められる広告媒体に該当しない。

より具体的には、ダイレクトメールや家電量販店等に置かれたカタログを見て郵送申込みをする場合に、当該ダイレクトメール等に説明事項を記載する方法が想定される。

電気通信事業者等は、本号の方法により説明を行う場合には、特に分かりやすい記載に留意する必要がある。すなわち、広告には、説明事項以外の多くの情報

が通常併せて掲載されるものであることから、消費者が説明事項を読んだ上で申込みを行うことができるよう、例えば、郵送用申込書面上や申込書のすぐ近くに説明事項を整然と記載するなどの配慮が必要である。

⑤ 電話による方法(第6号)

電話勧誘等において電話により説明する方法を採用する場合は、まず、電話により説明事項を告げる方法によることについての了解の意思表示が消費者から明示的になされる必要がある(具体的には、例えば、説明に先立ち、書面の交付に代えて電話により口頭で説明を行う旨を消費者に告げ、消費者から当該方法による説明に了解する旨の回答を得る等する必要がある。)と考えられる。更に、利用者が説明を受けた内容を確認できるようにするために、電話口での説明の後、遅滞なく(少なくとも契約書面の交付までに)、説明書面を交付(送付等)しなければならない。

電話口での説明は、料金プランの変更などの比較的容易な内容の場合であれば、自動音声によることも可能である。

第4節 適合性の原則(施行規則第22条の2の3第4項)

電気通信事業者等は、利用者の知識及び経験並びに契約締結の目的に照らして、利用者に理解するために必要な方法及び程度で提供条件概要説明を行わなければならない(いわゆる適合性の原則)。ここでは、適合性の原則を踏まえた説明を行うために、まず利用者の属性等の的確な把握が重要であることを解説し、続いて、利用者の主な属性ごとに、望ましい説明方法、適切と考えられる方法及び不適切な説明方法等を解説する。

ただし、これらの説明方法の記載は、あくまで例示であり、提供される電気通信サービスの内容、利用者層、利用者数等が様々であることから、説明方法の妥当性は、最終的には個別具体的な事情に応じて判断されるものである。

(1) 利用者の属性等の的確な把握

適合性の原則に照らして適切な提供条件概要説明を行うために、電気通信事業者等は、利用者の知識及び経験並びに契約の目的に関する情報の収集に努めるとともに、利用者の属性(高齢者、未成年者、障がい者及び認知障がいが認められる者、成年被後見人、被保佐人、被補助人等)をできる限り的確に把握することが重要である。

そのため、利用者の属性を把握し、判断する方法(例:高齢者の定義)について、社内規則等で規定することが求められる。その際は、例えば業界における自主基準等を参照しつつ検討することが考えられる。

なお、利用者が能動的に申し込む通信販売については、特段の事情のない限り、利用者の属性の把握・判断について特段の措置を講じる必要はない。

(2) 特に配慮が必要と考えられる利用者に対する説明

高齢者、障がい者、未成年者等のように特に配慮が必要と考えられる利用者に対しては、まず、当初購入する意図がなかった電気通信役務について勧誘等をする場合に、当該利用者が契約を締結する目的を踏まえ、十分に契約内容を理解し、その役務を必要とするかどうかも含め、利用者が適切に判断できるような説明を行うことが重要である。このほか、それぞれの利用者属性について、望ましい方法及び不適切な方法を例示すると次のとおりである。

①高齢者に対する説明

【望ましい例】

- 専用資料の使用

専用の資料を用意した上で、本人の意思に応じてより丁寧かつ詳細な説明を行うとともに、求める説明を行ったことを確認する。

- 親族等の同席

説明時に高齢者の同居家族、親族等に同席してもらいサービス内容の説明等を実施する。

- 複数の販売員による説明

2名以上の販売員によりサービス内容の説明等を実施し、説明者ではない販売員が、高齢者の言動や態度を観察し、サービス内容の理解度を確認する。

【不適切な例】

- 通話のみを利用していた高齢者がスマートフォンを契約するために来訪した場合に、そのこと(モバイルインターネット接続を利用したことがないこと)を承知しながら、当該高齢者に対して、オプションとしてタブレット契約やモバイルデーター契約等を勧め、それらの契約について通常どおりの説明のみを実施して契約を締結する。
- 認知障がいのある利用者であると判断しながら、期間拘束のある複雑な料金プランのサービスについて、通常どおりの説明のみを実施して契約を締結する。

②障がい者に対する説明

【望ましい例】

- ・ 筆談、読み上げなど多様なコミュニケーション方法や分かりやすい表現を使って説明するなどの意思疎通の配慮を行う。
- ・ 見えにくさに応じた情報の提供(聞くことで内容が理解できる説明・資料、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料等)、知的障がいその他の障がいを持つ障がい者に配慮した情報の提供(伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る、なじみのない外来語は避ける等)を行う。
- ・ ホームページを音声読み上げソフトに対応させるなど、情報通信技術を活用し、視覚・聴覚障がい者が利用しやすいものとする。

(③未成年に対する説明)

【望ましい例】

- ・ 青少年有害情報フィルタリングサービスについて、第2節(5)⑥に例示する説明を行う。
- ・ 一般的に想定される高額利用について、その防止のために注意喚起する。

(3)知識・経験が十分として口頭説明の省略を望む利用者に対する説明

説明に際し特に配慮が必要と認められる利用者以外の利用者が口頭説明の省略を望む場合については、利用者からのそうした要望及び承諾についての自発的な意思と当該利用者の知識、経験又は契約目的を確認した上で、例えば、電気通信役務の基礎的な部分等、以前契約を行った際に説明した内容と重複するものについては口頭での説明を省略するなど、説明に要する時間の拡大等の利用者の負担にも対応することが適切な場合もあると考えられる。より具体的に適切と考えられる説明方法を例示すると、次のとおりである。

【適切と考えられる方法の例】

- ・ 既に説明対象の電気通信役務の契約を締結した利用者が、同一又はほぼ同一の提供条件で追加の契約をしようとするときに、利用者の承諾を得て、対面であっても口頭での説明を省略する。
- ・ 説明をしようとする電気通信役務の料金プランの利用経験(例:1年以上)を確認し、客観的な記録を作成するとともに、当該利用経験が十分と考えられる場合にのみ、利用者の承諾を得て、対面であっても口頭での説明を省略する。

第5節 変更・更新時の説明(施行規則第22条の2の3第2項)

(1)通常の場合(自動更新以外の場合)

本法では、新規契約に加えて、変更契約や更新契約の締結又はその媒介等をしようとするときも、説明義務等の対象としている。変更契約とは、既契約の一部の変更を内容とする契約であり、例えば、携帯電話サービスの料金プランの変更、FTTHサービスの最高伝送速度のグレードアップなどを内容とする契約が想定される。更新契約とは、契約期間が満了した既契約を継続すること(更新)を内容とする契約であり、例えば、携帯電話サービスについて2年間の契約期間が満了したときに契約を継続する場合が想定される。ただし、契約内容を変更するための契約であっても、契約の更新に伴って行われる変更をするものは、各規定の適用としては、更新契約に分類される。

新規契約と異なり、基本説明事項に当たる提供条件の変更を伴う変更契約又は更新契約については、説明義務としては、下表の事項に限って説明が必要である。基本説明事項に当たる提供条件の変更を伴わない更新契約については、説明義務が課されないが、自動更新をしようとするときは一定の通知が必要であり、(2)を参照されたい。

	変更する提供条件	変更の申出者	利用者にとって有利な変更か不利な変更か	説明すべき事項
①	種類	問わない	問わない	全ての基本説明事項
②	種類以外の基本説明事項	利用者	問わない	変更しようとする基本説明事項
③	種類以外の基本説明事項	電気通信事業者	不利	変更しようとする基本説明事項
④	種類以外の基本説明事項	電気通信事業者	有利	説明不要
⑤	基本説明事項以外の契約内容(付加的機能等)又は変更なし	問わない	問わない	説明不要

①の種類の変更とは、施行規則別表の区分に従い基本説明事項により説明した種類を変更することであり、例えば、ADSLサービスからFTTHサービスへの変更や、加入電話サービスからOABJIP電話サービスへの変更などの変更の場合がこれに該当する。

上記③に記載のとおり、電気通信事業者側からの契約内容の変更のうち、通話料

金の値上げ、消費者からの申出による契約解除の期間制限の設定など、消費者にとって提供条件が不利となるものについては、説明しなければならない。他方、上記④のとおり、通話料金値下げ、料金割引の割引幅の拡大、契約解除制限の撤廃等、消費者にとって提供条件が向上することとなる変更については説明義務はない。

なお、説明方法については新規契約の場合と同様であるが、電気通信事業者からの説明の方法をあらかじめ契約約款等に定めておくことにより、代替的な説明方法（第3節(3)）により説明することも可能である。

(2)自動更新をしようとする場合(自動更新時の事前通知)

自動更新とは、利用者からの更新しない旨の申出がない限り行われること、更新後の契約に期間拘束があること（契約変更・契約解除をすることができる期間の制限及びそれに反した場合の違約金の定めがあること）及び当該違約金の額が基本料金の額を超えることの全ての要件を満たす更新をいう。契約期間満了時に違約金なしで契約解除できる期間が限られ当該期間経過後は再度2年間の期間拘束となる、いわゆる「2年縛り」契約の更新が例えば該当する。更新後の契約に期間拘束がなく、いつでも違約金なしに契約解除できることとなる場合は、該当しない。

自動更新に該当する更新契約については、説明義務としては、次の事項を利用者に通知することが必要である。

①自動更新をしようとする旨

利用者の契約解除手続がない限り契約が更新されることの説明である。

②自動更新後の契約に期間及び違約金の定めがある旨

自動更新後は再び期間拘束が発生し、その拘束期間内に契約解除した場合には違約金が発生することの説明である。

③自動更新後の契約の期間

期間拘束の長さであり、例えば「2年」という説明が考えられる。

④自動更新後の違約金の額

期間拘束に反して契約解除した場合の具体的な違約金額であり、例えば「9500円」という説明が考えられる。

⑤利用者からの更新しない旨の申出に関する事項

違約金なしで契約解除できる期間において解除手続を行うための連絡先等の手続方法に関する説明を指す。特段の事情のない限り、違約金なく契約解除可能な具体的な期間（○月○日まで違約金なしで契約解除可能、等）を含む。

⑥自動更新に伴い基本説明事項に変更がある場合は、変更する基本説明事項

例えば通信料金額を自動更新の機会を捉えて事業者が変更する場合は、それについても通知の中で説明しなければならない。

説明方法としては、新規契約の場合のルールは適用されず、通知で行うこととなる。通知の方法は問われないが、書面又はSMSを含む電子メールが一般的に想定される。利用者の理解を形成する観点から、電子メールの場合は、特段の事情のない限り、少なくとも①と②の事項及び⑤のうち違約金なく契約解除可能な具体的な期間の事項は電子メール本文に記載することが求められる。その他の事項、例えば更新後の拘束期間及び具体的な違約金額は、リンク先での掲載で差し支えないが、リンク先ではこれらを容易に確認できることが求められる。その他の留意点については、第3節(1)を参照されたい。

通知の時期は、違約金なしに契約解除できる期間(利用者が申し出ることにより自動更新を中止できる期間)が到来する前であって、かつ、一般的な消費者の自動更新に関する理解が当該期間の開始時において失われない程度、当該期間に接近していることが必要である。

第6節 違反した場合の取扱い

本章の記載に関連する行政処分としては、説明義務の規定に違反したことを理由として、その違反をした電気通信事業者等に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、総務大臣による業務改善命令が発動されることがある(法第29条第2項)。また、電気通信事業者が当該規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、登録の取消事由及び拒否事由又は認定の取消事由となり得る(法第14条第1項第1号及び第12条第1項又は第126条第1項第3号)。

なお、説明義務は、説明事項及び説明方法を規律するものにすぎず、契約の締結方法を規律するものではない。また、行政的規律であることから、説明義務を履行しなかった場合の個別の契約の有効性について直接に定めるものではない。

第3章 書面交付（法第26条の2）関係

電気通信事業者は、電気通信役務契約が成立したときは、遅滞なく、利用者に対し、その利用者の個別の契約内容を明らかにした書面（契約書面）を利用者に交付しなければならない。契約書面は、契約内容が事後的に利用者に分かるようにするという役割を果たすほか、初期契約解除制度が適用される場合は、契約書面の受領日等から起算して8日を経過する間まで初期契約解除が可能となるものであり、契約書面の交付が初期契約解除可能な期間を確定させる役割を担う。

また、紙媒体による物理的な契約書面の交付に代えて、契約書面の記載事項の電磁的方法による提供（電子交付）が、一定の方法により利用者から明示的承諾を得た場合に認められる。

本章では、物理的な契約書面の交付の義務及びそれに代わる契約書面記載事項の電子交付の義務（両者を併せて書面交付義務と呼ぶ。以下「契約書面」には特記ない限り電子交付される契約書面内容を含む。）について、基本的な遵守事項及び電気通信事業者による望ましい対応を解説する。

第1節 対象範囲

（1）対象となる電気通信役務（指定告示第1項～第3項）

説明義務の対象と同一であり、携帯電話サービス、FTTHインターネットサービス、IP電話等が含まれる。第1章を参照。いわゆるオプションサービス（第2節（6）の付随有償継続役務）は、書面交付義務対象である電気通信役務の契約（変更契約・更新契約を含む）の成立に併せてその加入又は変更をした場合に当該電気通信役務の契約書面への記載が必要となるが、それ単体の加入又は変更があった場合は、それ自体が対象役務として指定されている場合（例：IP電話や公衆無線LANの場合）を除き、本法による書面交付義務が生じるものではない。

（2）契約書面の交付をすべき者（法第26条の2第1項）

電気通信役務契約を締結した電気通信事業者である。説明義務と異なり、媒介等業務受託者に義務が課されるものではない。ただし、媒介等業務受託者による書面交付については、媒介等業務受託者に対する指導等の措置（第7章）によるルールがある。

（3）契約書面の交付を受ける者

電気通信役務契約を締結した利用者であるが、説明義務同様に、電気通信事業者

は含まれない。また、法人その他の団体である利用者については、法人契約に該当する場合に、適用除外となる。

(4) 書面交付義務が適用されない場合(施行規則第22条の2の4第6項)

①法人契約(第1号)

第2章第1節(4)①を参照。

②自動締結契約(第1号)

第2章第1節(4)②を参照。

③都度契約の場合(第1号)

第2章第1節(4)③を参照。

④相当の書面を事前交付した場合(第2号)

初期契約解除が適用されない契約の場合に、説明義務により料金等の提供条件について説明する時から契約成立までの間に、既に契約書面に相当する書面(記載事項など契約書面に関する規律に従って作成した書面)を交付した場合は、改めて契約成立後に契約書面を交付する必要はない。また、電子交付の承諾の方法と同様の方法により利用者の明示的な承諾を得た上で、説明義務の説明時から契約成立時までにおいて契約書面の内容を電子交付した場合も、同様に改めての交付は不要である。

なお、初期契約解除が適用される場合は、この限りでなく、原則どおり契約成立後に契約書面を交付し、それにより初期契約解除が可能な期間を確定させることが必要である。

⑤2以上の電気通信事業者が交付すべき場合で、いずれか一方の事業者がまとめて交付した場合(第3号)

例えば、接続・共用関係契約(第2章第1節(4)④参照)の場合で、いずれか一方の事業者がまとめて契約書面を作成し、交付した場合が該当し、そうした場合にもう一方の事業者が改めて契約書面を作成・交付する必要がないことが為念的に定められている。

⑥一部の変更契約・更新契約(第4号)

第4節を参照。

第2節 契約書面の記載事項(施行規則第22条の2の4第1項及び第2項)

次の事項について個別の契約の内容が明らかになるよう記載しなければならない。
(施行規則第22条の2の4第1項)

※下線の意味については、第3節(2)を参照。

(1) 書面の内容を十分に読むべき旨(第1項第6号)

例えば書面の冒頭に「契約内容に関する重要なお知らせです。十分にお読みください」のような記載をすることが考えられる。

(2) 基本説明事項(媒介等業務受託者の名称、連絡先等を除く。)(第1項第1号)

具体的には次の事項を指す。各事項の内容は、説明義務の解説を参照。

①電気通信事業者の氏名又は名称(名称等)

②電気通信事業者の連絡先(電話連絡先の場合は受付時間帯含む。)

③電気通信役務の内容(次の事項を含む。)

・名称

・種類

(説明義務同様に施行規則別表のどの区分に当たるか分かるように記載)

・品質

・提供を受けることができる場所

・緊急通報に係る制限

・青少年有害情報フィルタリングサービス

・その他の利用制限(帯域制御等)

④通信料金

⑤その他の経費

⑥期間限定の割引の条件

⑦契約解除・契約変更の連絡先及び方法

⑧違約金額、その他契約解除・契約変更の条件等

(3) 契約を特定するに足りる事項(第1項第2号)

契約者氏名・住所や契約者番号など、問合せ等の際にそれを用いることにより契約を特定できる情報を記載する。

(4) 料金支払の時期・方法に関する説明(第1項第3号)

通信料金の支払の時期や方法について「口座振替による支払、毎月○日引き落とし」のように具体的に記載するか、又はその見込みについての説明を記載する。

(5) サービス提供開始の予定時期に関する説明(第1項第4号)

電気通信役務の提供の予定時期について、「○月○日提供開始予定」のように具体的に記載するか、又は「提供開始のための工事についてはおおむね○日以内に実施し、工事日は別途御連絡します」等、その見込みについての説明を記載する。見込みを記載する場合であっても、初期契約解除が適用される移動通信役務の場合は、提供開始日が初期契約解除可能な期間の確定に関わるため、具体的な日についての記載(○日後見込み、○月○日見込み等)が必要である。

(6) 付隨有償継続役務の内容を明らかにするための次の事項(第1項第5号)

①名称(イ)

②料金その他の経費(ロ)

③期間限定の割引の条件(ハ)

④契約解除・契約変更の条件等(ニ)

⑤電気通信役務の本体部分と契約解除・契約変更の連絡先及び方法が異なる場合はその連絡先及び方法(ホ)

いわゆるオプションサービスに関する記載事項である。上記①から⑤までに列挙されている事項は記載が必須であるが、これだけではサービスの内容が明らかにならない場合、例えば「オプションA」という名称になっておりそれだけでは何のサービスか分からない場合は、併せてサービスの内容を説明する記載が必要である。

ここで記載対象となる付隨有償継続役務とは、電気通信役務の契約の締結に付隨して電気通信事業者が契約締結し又は媒介等する有償継続役務及び有償継続役務である付加的な機能を指す。「有償」とは、その役務の利用のために、電気通信役務の本体部分(付加的な機能を除いた部分)とは別途となる追加的な対価を利用者が支払わなければならないことを指し、恒常的に有料で提供されるもののか、一定期間は無料で提供された後に有料になる形態も含む。「継続」とは、月額での料金設定等により、一度加入すればその役務を利用できる状態が続くことを指し、役務の利用の都度加入又は契約が必要となる1回限りのサービスや物品の単純な売買は該当しない。ただし、定期的に商品を届ける等、商品を継続して供給するサービスは該当する。

付隨有償継続役務の具体的な例は、次のとおりである。

付加的な機能	【移動・固定共通】 ・留守番電話 ・転送電話
--------	------------------------------

	・SMS機能(通常はMVNOの付隨) 等
通信系	<p>【移動・固定共通】 •公衆無線LAN •IP電話(移動系は通常MVNOの付隨)</p> <p>【主に移動系】 •位置検索、リモートロック</p> <p>【主に固定系】 •ホームページ容量追加 等</p>
コンテンツ、 アプリ系	<p>【移動・固定共通】 •動画配信、音楽配信 •モバイル機器用アプリ</p> <p>【主に固定系】 •緊急地震速報 等</p>
セキュリティ、 サポート系	<p>【移動・固定共通】 •遠隔サポート •セキュリティ確保サービス</p> <p>【主に移動系】 •端末補償プログラム</p> <p>【主に固定系】 •PCプロテクション •訪問サポート 等</p>
その他	<p>【主に移動系】 •クレジットサービス •保険</p> <p>【主に固定系】 •総合生活サポート •ネット宅配サービス 等</p>

注1 携帯電話端末の販売(割賦販売や個別信用購入あっせん契約による販売を含む。)は通常該当しない。

注2 他の書面交付義務対象の電気通信役務であって一体的に販売されるもの(例:携帯電話サービスとセット販売される固定インターネットサービス)や一体的に販売される他業種の役務(第2章第2節(13)参照)については、基本的に該当すると考えられるが、その記載方法は第3節(2)④を参照されたい。

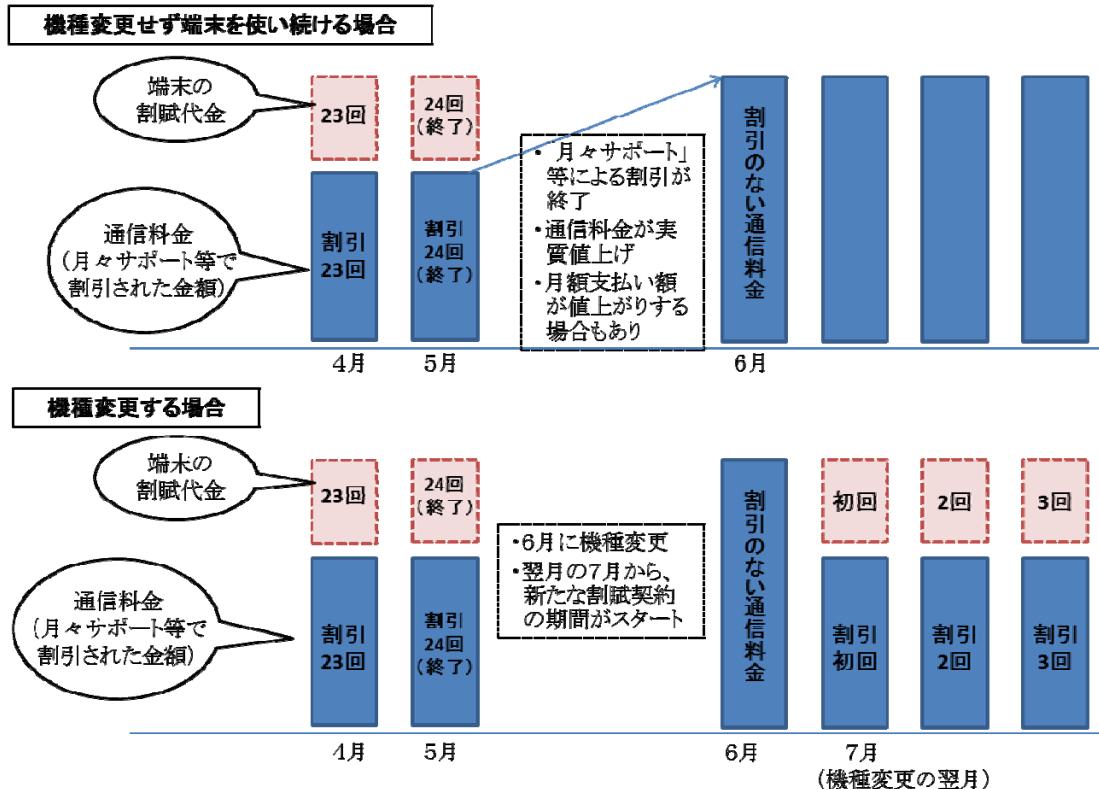
なお、「オプション」の名称が仮に付されていても、電気通信役務の本体部分の料金その他の経費や速度・通信制限に影響を与えるもの(例:料金割引がされるもの、データ使用量の上限を緩和するもの)は、ここでいう有償継続役務に当たらず、本体部分として説明義務の対象であり、契約前の説明が必要となるほか、契約書面では基本説明事項として記載が必要である。

(7)複雑な割引の仕組みについての図示(第2項第1号)

他の契約の締結を条件として、又は付加的な機能若しくは他の役務の提供を条件として、期間限定の割引をする場合は、割引中及び割引終了後の割引後料金額(その他の経費を含む。)がどのように変化するかと、それに加えて支払総額がど

のように計算されるかの方法を図示しなければならない。割引に関することは、基本説明事項に既に含まれる内容であるが、契約書面への記載の場合は、その内容を充実させなければならないとする趣旨である。具体的には、携帯電話サービスにおいて端末の購入を条件として通信料金の割引を2年間行う場合が例えれば想定される。

図示の例は、次のとおりである。



(8) 初期契約解除制度に関する事項(第2項第2号)

初期契約解除制度が適用される場合は、次の事項の記載が必要である。

① 初期契約解除が可能な旨 (イ)

② 初期契約解除が可能な期間 (ロ)

③ 制度に関する不実告知がされた時の取扱い (ハ)

法第26条の3第1項括弧書に規定されている内容を指し、電気通信事業者等が初期契約解除制度に関して不実のことを告げたことにより利用者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、改めて初期契約解除を行うことができる旨を記載して交付した書

面(不実告知後書面)を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば契約を解除できる旨のことである。

④契約解除を求める書面の送付の宛先等の標準的手順(二)

利用者が初期契約解除をしようとする際に参考とできるよう、例えば契約解除を求める書面の宛先や当該書面の記載例など、初期契約解除の標準的な手順について記載をする必要がある。当該書面を差し出した日が記録される方法で送付することが望ましい旨の説明を加えることも差し支えない。なお、本項目はあくまで、利用者の初期契約解除権の行使を助けるための記載を求めるものであり、これにより記載された手順を遵守する義務が利用者に生じるわけではない。すなわち、記載内容にかかわらず、契約解除を求める書面が8日間経過するまでに発送さえされればその時点で初期契約解除が有効となることに変わりはない。

⑤法26条の3第2項から第4項の事項(木)

(ア) 初期契約解除が、契約解除を求める書面を発した時に効力を生じる旨、
(イ) 初期契約解除に伴い、対価請求額として認められた範囲を除いて、損害賠償又は違約金その他金銭等を請求されることがない旨、及び(ウ)既に金銭等を電気通信事業者が受領している場合は、対価請求額を除き利用者に返還する旨のことである。

⑥初期契約解除時に利用者が支払うべき額の算定方法(ヘ)

対価請求額が提供を受けた電気通信役務等の対価、事務手数料及び既に工事が実施された場合の工事費から構成される旨に加え、それぞれの費目について具体額を算定することである。

⑦特定解除契約がある場合はその契約の解除に関する事項(ト)

特定解除契約とは、電気通信役務契約の締結に付随して締結された他の契約であって初期契約解除をしても自動的には契約解除されない契約のことであり、電気通信役務と一体的に販売される異業種のサービスの契約、固定インターネットサービスと携帯電話サービスが一体的に販売されたときの携帯電話サービス等が基本として想定される。特定解除契約がある場合は、自動的には契約解除されない契約がある旨及び当該契約を解除するための方法(例:別途、カスタマーセンターに連絡して解除手続が必要)の記載をしなければならない。

(9)確認措置に関する事項(第2項第3号)

確認措置を講じている場合には、次の事項の記載が必要となる。

- ①説明義務での説明事項(第2章第2節(12)を参照)
- ②利用場所状況及び法令等遵守状況の確認の手順
- ③確認後それらの状況が不十分と認めた場合の申出の手順
- ④利用場所状況又は法令等遵守状況を理由として契約解除される条件
- ⑤関連契約の範囲及びそうした関連契約が全て解除される旨
- ⑥当該契約解除に伴い利用者が支払うべき額の算定方法
- ⑦その他、利用者が確認措置を利用するため明らかにしておくことが必要と考えられる事項

(10) 経済上の利益の提供に関する事項(第2項第4号)

通信料金その他の経費の割引に相当し、あるいは、契約変更又は契約解除の条件等に影響する経済上の利益が、利用者を誘引するための手段として提供される場合は、その内容・条件等を記載することが必要である。具体的には、例えば、割引に相当するものとして電気通信事業者の提供するキャッシュバックや特典ポイントが該当する。また、通信契約を変更・解除すると取り消され又は違約金が発生する経済上の利益もそれが利用者の誘引のためのものであれば該当する(例:通信契約を解除すると違約金が発生する端末代金の割引)。なお、これらの経済上の利益の提供を実際に受け取るために特定の方法が準備されているのであれば、その内容(例:キャッシュバックを受けるために必要な情報が○○の時期に特定のメールアドレス宛に送付される予定、等)も記載する必要がある。(もっとも、例えばキャッシュバックがその場で交付され、その提供について条件も付されない場合は、その提供をした旨が明らかになつていれば十分と考えられる。)

第3節 記載・交付方法

(1) 文字の大きさ(施行規則第22条の4第4項)

日本工業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさで記載しなければならない。

(2) 一覧性・一体性の確保

契約の内容が明らかにされていることを確保する(施行規則第22条の2の4第1項柱書)という観点から、原則として、次のとおり、一覧性・一体性を確保して記載し、交付することが求められる。

- ①各記載事項のうちの主要内容(第2節において破線下線の付したもの)の概要及

び実線下線を付したもの)については、一覧性を持った形で一つの書面に記載するものとする。それ以外の事項については、別紙(重要事項説明書等も可)による旨を記載した上で、同封する、同時に交付する等により、利用者から見て一体性を保つ形での交付とする。

- ②一覧性確保の観点から、主要内容のうち同一の事項又は類似する性質の事項は、その全体像が利用者に明らかになるよう、特段の事情のない限り、一力所にまとめて記載することが求められる。例えば、通信料金とその割引及び機器レンタル料は、一葉の書面の中でまとめて記載することが求められる。各種オプションサービス(説明事項に当たるもの除去。)についても、特段の事情がない限り、一力所にまとめて記載することとする。
- ③一覧性確保の観点から、特段の事情のない限り、主要内容は表形式で記載する。
- ④電気通信事業者が提供又は媒介等する付隨有償継続役務(第2節(6))について、利用者にとって全く別の契約であることが明らかである場合で、他の法令により提供元事業者が第2節(6)の記載事項を含む書面を交付することが義務付けられているときは、契約の性質に応じ、一覧性の観点からは名称等最低限の記載をするとともに、一体性を確保して交付することも差し支えない。特に、セット販売で他の業種の役務が一体的に販売される場合(第2章第2節(13)参照)や他の書面交付義務対象の電気通信役務が一体的に販売される場合(例:携帯電話サービスとセット販売される固定インターネットサービス)がこれに該当する。

(3) 契約書面の例

以上の基本的遵守事項を踏まえた契約書面の望ましい例は次のとおりである。
(一覧性の部分のみ。初期契約解除に関しては主要内容以外の内容を含む。)

注:実際に交付する書面においては、8ポイント以上の大きさの文字で記載しなければならない。

【表面】

ご契約の内容

契約内容に関する重要なお知らせです。十分にお読みください。契約事業者:〇〇〇株式会社
(■電気通信事業者の氏名又は名称)

*印の事項については、同封の別紙もご覧下さい。

契約者情報 (■契約を特定するに足りる事項)	契約者番号	*****																
	契約成立年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日																
	契約者名	△△△△△△																
	住所等	東京都千代田区………																
主要なサービスの内容 (■電気通信役務の内容)	<p>・基本料金プラン 〇〇サービス Aコース(光ファイバーアイネット)(※) 【別紙記載(例)】本サービスは、最高伝送速度毎秒〇〇メガビットにより、インターネットに接続するサービスです。本サービスは、いわゆるベストエフォート型であり、通信の混雑状況やお客様のご利用環境等によって、速度が低下することがあります。また、ご利用の状況によっては、速度、通信量等を一時的に制限させていただくことがあります。</p>																	
主要なサービスの料金・経費 (■利用者に適用される料金・料金に含まれていない経費の内容)	<p>特記ない限り消費税込みとなります。</p> <p>【回定系の例】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>サービス利用基本料</td> <td>月額〇,〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>通話料</td> <td>〇円／〇秒</td> </tr> <tr> <td>光回線終端装置レンタル料</td> <td>月額〇,〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>事務手数料</td> <td>〇,〇〇〇円(初回のみ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【移動系の例】</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>基本料金プラン</td> <td>月額〇,〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>通話料</td> <td>〇円／〇秒</td> </tr> <tr> <td>データ通信割引サービス</td> <td>月額〇,〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>事務手数料</td> <td>〇,〇〇〇円(初回のみ)</td> </tr> </tbody> </table>		サービス利用基本料	月額〇,〇〇〇円	通話料	〇円／〇秒	光回線終端装置レンタル料	月額〇,〇〇〇円	事務手数料	〇,〇〇〇円(初回のみ)	基本料金プラン	月額〇,〇〇〇円	通話料	〇円／〇秒	データ通信割引サービス	月額〇,〇〇〇円	事務手数料	〇,〇〇〇円(初回のみ)
サービス利用基本料	月額〇,〇〇〇円																	
通話料	〇円／〇秒																	
光回線終端装置レンタル料	月額〇,〇〇〇円																	
事務手数料	〇,〇〇〇円(初回のみ)																	
基本料金プラン	月額〇,〇〇〇円																	
通話料	〇円／〇秒																	
データ通信割引サービス	月額〇,〇〇〇円																	
事務手数料	〇,〇〇〇円(初回のみ)																	
■契約変更・解約の条件等 (違約金の額)	<p>・ご利用期間は、2年間です。期間内に解約された場合、違約金〇〇円が発生します。 解約可能な期間は、〇年〇ヶ月の1ヶ月間で、その間に解約のお申し出をいただかないと場合は、2年間更新されます。(※)</p> <p>・上記金額のほか、導入時に工事費〇,〇〇〇円が別途必要となります。工事費は月額〇,〇〇円の24ヶ月払いにより請求されます。(回定系)(※)</p> <p>・ご解約の際、レンタル機器の返却に要する送料(〇,〇〇〇円程度)は、お客様のご負担となります。(※)</p>																	
■期間限定の割引の実施期間その他割引条件	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>キャッシュバック予定額</td> <td>〇,〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>利用開始後12ヶ月目にキャッシュバックのご案内をお送ります。(※)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>家族割</td> <td>月額割引額 〇,〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>サービス利用基本料については、契約締結月が含まれる月及びその後の2ヶ月は割引料金が適用され、月額〇,〇〇〇円になります。(※)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>端末買入割引</td> <td>月額割引金額 〇,〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>端末購入により、24ヶ月間は通信料金から上記金額を割引します。割引が終了した後は、割引のなし通信料金が適用されます。(※)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>注:別紙において割引の仕組みの図示が必要</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		キャッシュバック予定額	〇,〇〇〇円	利用開始後12ヶ月目にキャッシュバックのご案内をお送ります。(※)		家族割	月額割引額 〇,〇〇〇円	サービス利用基本料については、契約締結月が含まれる月及びその後の2ヶ月は割引料金が適用され、月額〇,〇〇〇円になります。(※)		端末買入割引	月額割引金額 〇,〇〇〇円	端末購入により、24ヶ月間は通信料金から上記金額を割引します。割引が終了した後は、割引のなし通信料金が適用されます。(※)		注:別紙において割引の仕組みの図示が必要			
キャッシュバック予定額	〇,〇〇〇円																	
利用開始後12ヶ月目にキャッシュバックのご案内をお送ります。(※)																		
家族割	月額割引額 〇,〇〇〇円																	
サービス利用基本料については、契約締結月が含まれる月及びその後の2ヶ月は割引料金が適用され、月額〇,〇〇〇円になります。(※)																		
端末買入割引	月額割引金額 〇,〇〇〇円																	
端末購入により、24ヶ月間は通信料金から上記金額を割引します。割引が終了した後は、割引のなし通信料金が適用されます。(※)																		
注:別紙において割引の仕組みの図示が必要																		
■契約変更・解約の連絡先及び方法	<p>・〇〇〇(株)カスタマーセンター 電話:0120-123-×××</p> <p>(受付時間: 平日9:00~19:00、土日祝日9:00~17:00)</p> <p>ウェブページ: http://www.fff.co.jp/customer</p> <p>・ウェブページで契約変更・解約を行う場合には、別途送付するID、パスワードが必要です。当該ID及びパスワードをお忘れの際には上記カスタマーセンターまでお問い合わせ下さい。</p>																	

【裏面】

■有料オプションサービスの内容	【固定系の例】	
	IP電話サービス	月額基本料〇〇円、市内通話〇〇円／分、携帯電話・PHS宛通話〇〇円／分、解約費用なし(※)
	ウイルス・セキュリティチェックサービス：	月額〇〇円、当初1ヶ月無料、解約費用なし(無料期間内に解約されなかった場合には、料金が発生します。)(※)
【移動系の例】		
	データ通信容量増量サービス	月額基本料〇〇円、解約費用なし(※)
	音楽配信サービス	月額〇〇円、当初1ヶ月無料、解約費用なし(無料期間内に解約されなかった場合には、料金が発生します。)(※)
<p>・連絡先 △△(株)カスタマーセンター 電話:0120-456-××× (受付時間:平日9:00~19:00、土日祝日9:00~17:00) ウェブページ:http://www.xxx.co.jp/customer</p> <p>・ウェブページで契約変更・解約を行う場合には、別途送付するID、パスワードが必要です。当該ID及びパスワードをお忘れの際には上記カスタマーセンターまでお問い合わせ下さい。</p>		
■サービス提供開始の予定時期	工事が完了次第、ご利用いただけます。工事日については、別途ご案内をお送りします。 工事の目安の時期については、お問い合わせください。	
■初期契約解除制度の案内	<p>本契約により締結した電気通信役務は、初期契約解除制度の対象です。(※)</p> <ol style="list-style-type: none"> 本書面をお客様が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約の解除を行なうことができます。この効力は書面を発した時生じます。 この場合、お客様は①損害賠償若しくは違約金その他の金銭等を請求されることはありません。②ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けた電気通信役務の料金、事務手数料及び既に工事が実施された場合の工事費は請求されます。当該請求に係る額は、本書面に記載した額となります。③また、契約に関連して弊社が金銭等を受領している際には当該金銭等(上記②で請求する料金等を除く)をお客様に返還いたします。 音楽配信サービスに加入している場合は、初期契約解除とは別途で解約手続きが必要です。 事業者が初期契約解除制度について不実のことを告げたことによりお客様が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば契約を解除することができます。 【本件についてのお問い合わせ先・書面を送付いただける宛先】 〒〇〇〇-〇〇〇 東京都江東区… △△(株)カスタマーセンター (電話:03-△△△-□□□) <p><書面による解除の記載例></p>	
■料金の支払い時期・方法に関する説明	お支払い方法:クレジットカード一括払い。 毎月〇日に請求させていただきます。	
■電気通信事業者の連絡先(電話連絡先の場合は受付時間帯を含む)	<p>・〇〇〇〇(株)カスタマーセンター 電話:0120-123-××× (受付時間:平日9:00~19:00、土日祝日9:00~17:00) ウェブページ:http://www.xxx.co.jp/customer</p>	

(4)継続的な改善等

契約書面の記載方法及び交付方法については、改正電気通信事業法の施行時点(平成28年(2016年)5月21日予定)において各事業者が実施するもので最終的な完成とすることなく、本ガイドライン、利用者の反応、サービスの内容の変化、他の業界での利用者への情報提供の優良事例などを参考して、継続的な改善に努めることが望ましく、また、そうすることが制度上も想定されている。例えば、特に中小規模の電気通信事業者が施行時点では(2)の①から④までに掲げる記載方法を完全に実施することが難しかった場合は、施行後半年程度かけて改善し完全実施に至ることが望ましい。規定上も、記載方法については、改正電気通信事業法の施行時点(平成28年(2016年)5月21日予定)で現に提供されている電気通信役務のうち一定の範囲について、施行規則附則により、経過措置が設けられている。

第4節 変更・更新時の書面交付(施行規則第22条の2の4第3項)

変更契約又は更新契約により、第2節で解説した記載内容に変更があった場合は、その変更の内容、変更された既契約の契約特定事項(第2節(3)参照)及び書面の内容を十分に読むべき旨(第2節(1)参照)を記載して交付することが必要である。変更契約・更新契約であっても、第2節の解説に則って記載した内容に変更がなければ書面交付義務は生じないが、それ以外にも、次のいずれかの変更のみを行う変更契約・更新契約には、例外として書面交付義務が課せられない。

①利用者の利益の保護に支障を生じさせない軽微な変更(第1号)

例えば契約特定事項のうち利用者住所の変更をするものが該当する。

②付加的な機能に係る変更(第3号)

付加的な機能を追加し、解除し、又は変更するものが該当する。その他の付随有償継続役務に関する変更のみがされた場合も、当該付随有償継続役務自体が電気通信役務として書面交付対象である場合(例:公衆無線 LAN)を除き、本法の書面交付義務の対象とまではならない。

③電気通信事業者の申出により利用者に有利な変更のみがされた場合(第2号)

他の提供条件を変えずに、料金の値下げをする契約、速度を向上させる契約等である。

なお、変更契約・更新契約について書面交付しなければならない場合に当該契約に初期契約解除が適用されるときは、初期契約解除に関する事項(第2節(8)の事項)の記載が併せて必要である。

第5節 情報通信の技術を利用する方法(電子交付方法)

物理的な契約書面の交付に代えて、電磁的方法で契約書面の記載内容を交付する場合(電子交付)については、次のとおりである。

(1)利用者の明示的な承諾の取得

(法第 26 条の2第2項、施行令第2条第1項、施行規則第 22 条の2の5第2項)

電子交付をしようとするときは、あらかじめ、電気通信事業者が使用しようとする電子交付方法の種類及び内容を利用者に提示して、書面、SMSを含む電子メール、ウェブページ又は記録媒体(承諾する旨を記録した記録媒体の受領)により、利用者の明示的な承諾を得なければならない。その際、利用者に提示するべき電子交付方法には、使用されることとなるファイルの形式(例:PDF形式であり Adobe Reader で閲覧可能な旨。複数あり得る場合は列挙も可。)も含まれる。

電話や口頭のみでの承諾取得は、認められない。(ただし、改正電気通信事業法の施行時点(平成 28 年(2016 年)5月 21 日予定)で既に契約している利用者から電話で変更契約又は更新契約の申出を受けた場合については施行規則附則により経過措置が設けられている)また、明示的な承諾であるので、署名、クリック等により利用者から能動的な意思表示を受ける必要があり、更に、その意思表示を受けるに当たっては、承諾取得の対象範囲(承諾により電子交付するサービスの範囲等)を平均的な消費者が分かることによることが必要である。

なお、電子交付はあくまで利用者の意向に沿って書面の代替とできる方法であり、電子交付のみしか選択肢がないとして承諾を求めるることは、不適切である。ただし、ウェブページによる通信販売で利用者の能動的なアクセスを受けて契約する場合など、サービスの性質等に応じ、物理的な書面交付を利用者が要望する場合は応じることとした上で、デフォルト(既定)の選択肢を電子交付とすることは問題ない。しかしながら、電子交付の承諾が得られなかつた場合に、物理的な書面交付のため利用者に過度の負担を求めるることは不適切であり、例えば契約書面の交付のために店舗への来店を求めるこことや、利用者に印刷費・郵送費の負担を求めることも適切とは言えない。

【望ましい例】

- ・ ウェブページに、読みやすい書体により容易に認識できる形で、電子交付の選択が可能である旨、電子交付方法及び電子交付するサービス・契約等の範囲を示し、物理的な書面交付の選択肢との間で選べるようにした上で、同意ボタンのクリックにより承諾取得とすること。

【不適切な例】

- ・ 消費者に通常提示することがない契約約款等にそのサービスは原則として電子交付する旨を記載したことだけをもって、承諾取得とすること。
- ・ 承諾を求める電子メールを送信するが、その返信がないことをもって承諾取得とみなすこと。
- ・ 電子交付の承諾を得られなかつた場合に、物理的な契約書面を交付するためには、唯一の書面受領の方法として指定した店舗への来店を求めることや、そのためだけに利用者に印刷費・郵送費の負担を求めること。

承諾取得の時期は、電子交付の前であれば特段の定めはなく、例えば、説明義務による契約前の説明時に取得することや、新規契約時に今後生じ得る変更契約や更新契約についても電子交付していくことについて承諾を得ることも可能であるが、上述のとおり、承諾取得のそうした対象範囲は平均的な消費者が分かるようになっている必要がある。

(2) 承諾の撤回(施行令第2条第2項)

電子交付について利用者の承諾を得た場合であっても、当該利用者から書面、SMSを含む電子メール等の承諾取得に用いることが認められている方法(承諾取得に実際に使用した方法と同一である必要はない。)により、電子交付を受けない旨の申出があった場合には、原則通りの物理的な契約書面の交付を行う必要がある。ただし、既に電子交付が完遂されている場合は、改めて交付する義務までは課せられていない。また、事業者側の都合により、利用者の電子交付の承諾にかかわらず、電子交付をせずに物理的な契約書面の交付を行うことも妨げられてはいない。しかしながら、いずれにせよ、本ガイドライン記載の基本的遵守事項に従いつつ、サービス提供に支障を生じない範囲において、利用者の意向をなるべく尊重し、その理解を得るよう努力する形で契約内容の情報提供をすることが望ましい。

(3) 電子交付方法(施行規則第22条の2の5)

次の方法で電子交付が可能である。いずれの方法であっても、その電子交付が契約書面の交付に代えて行われる重要なものであることを利用者が確実に分かるようにしなければならない。(例:ウェブページに掲載する場合に、「重要な契約書面の内容が掲載されています。十分にお読みください。」旨をウェブページの上部に画像で表示する。)また、契約内容が消費者にとって明らかになることを確保するため、物理的な書面交付と同様に、主要内容については一覧性を保ちつつ、全体としては一体性を有した形で閲覧可能なようにすることが求められるとともに、多くの端末・ブラウザ等では8ポイント

相当以上の大きさで表示されるようにする必要があり、更に、ファイルの形式(例: PDF形式であり Adobe Reader で閲覧可能な旨など)についても、それが一見して分からぬ場合には、情報提供が必要である。

①電子メールの送信(施行規則第 22 条の2の5第1項第1号)

電子メールの本文に、契約書面への記載が義務付けられている内容(記載事項)を記載し、又は電子メールに添付するファイルに記載事項を記載して、これを利用者に送信する方法である。記載事項は、印刷可能である必要がある(SMSを利用する場合については⑤を参照)。

②ウェブページへの掲載(施行規則第 22 条の2の5第1項第2号又は第3号)

ウェブページに記載事項を表示して、インターネットを介してアクセスしてきた利用者の閲覧に供する方法である。利用者がウェブページの存在を確実に知って閲覧できるよう、掲載の旨を通知するか、又は利用者が閲覧したことを確認する必要がある。また、記載事項が表示されたウェブページについては、印刷可能であるか、携帯電話向けのウェブページ等で印刷できない場合は、契約中及び契約終了後3ヶ月間閲覧可能なようにする必要がある。もっとも、その期間内であっても、利用者に物理的な書面(同じ記載事項を記載したもの)を交付した場合は、当該ウェブページを消去することができる。

④CD-ROM等の記録媒体の交付(施行規則第 22 条の2の5第1項第4号)

記載事項を保存したCD-ROM、USBメモリ等の記録媒体を交付する方法である。

⑤URL等及びそれに関する説明の提供

(施行規則第 22 条の2の4第5項、第 22 条の2の5第1項)

②の方法によりウェブページに記載事項を掲載した場合は、URLやQRコード等、当該ウェブページを閲覧するために必要な情報を、SMSを含む電子メールで送信し、又は書面(葉書で可)に記載して交付することにより、契約書面に代えることができる。この場合、当該電子メール・書面において、URL等だけでなく、当該URL等の指すウェブページが契約書面に代わる重要なものである旨の説明を併せて記載する必要がある。(これらの情報を条文では閲覧情報と総称。)

なお、SMSで送信する場合には、ウェブページが②の印刷可能・閲覧可能等の条件を満たしていれば足り、当該SMSが印刷可能である必要まではない。また、②の方法で要件とされる、ウェブページへの掲載の旨を利用者に通知することについては、URL等の送信又は交付により行われると考えられ、改めての通知や閲覧確認は必要な

い。

(4) 到達時点(法第 26 条の2第3項)

電子交付では、利用者の使用に係る電子計算機に記載事項の内容が記録された時に、記載事項が利用者に到達したとみなされ、その時点で書面交付義務が完遂し、初期契約解除制度の適用がある場合は初期契約解除可能な期間が確定することとなる(記録媒体を交付する場合及びURL等とその説明を書面で提供する場合を除く。これらの場合の到達時点は、通常の物理的な書面交付の場合と同様に扱われる。)この電子交付の場合の到達時点に関する規定は、民法第 97 条(隔地者に対する意思表示)の一般原則の考え方に基づくものである。

なお、URL等とその説明をSMSを含む電子メールで送信し、又は書面で交付した場合((3)⑤の方法の場合)は、当該URL等で誘導されるウェブページに利用者がアクセスしたかどうかは問わず、当該電子メール等が到達した時点で、書面交付義務が完遂されたこととなる(施行規則第 22 条の2の4第5項)。

第6節 違反した場合の取扱い

本章の記載に関連する行政処分としては、書面交付義務の規定に違反したことを理由として、その違反をした電気通信事業者に対し、利用者の利益を確保するために必要な限度において、総務大臣による業務改善命令が発動されることがある(法第 29 条第2項)。また、電気通信事業者が当該規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、登録の取消事由及び拒否事由又は認定の取消事由となり得る(法第 14 条第1項第1号及び第 12 条第1項又は第 126 条第1項第3号)。

更に、虚偽の記載を含め書面交付義務の不履行については、直接刑事罰の規定も設けられており(法第 188 条第5号。法定刑は 30 万円以下の罰金)、業務改善命令が発動されなくとも、警察等の捜査機関による対処が行われる可能性がある。

なお、書面交付義務は、書面の記載事項、記載方法及び交付方法を規律するものにすぎず、契約の締結方法を規律するものではない。また、行政的規律であることから、書面交付義務を履行しなかった場合の個別の契約の有効性について直接に定めるものではないが、初期契約解除制度が適用される契約については、書面が交付されていない場合は、いつでも初期契約解除が可能な状態が継続する。

第4章 初期契約解除制度（法第26条の3）関係

初期契約解除制度とは、一定の範囲の電気通信役務契約について、契約書面の受領後等から8日間は、相手方（電気通信事業者）の合意なく、利用者の都合のみにより契約解除できるとする制度であり、他の章で解説する行政的規律と異なり、行政の介在なく利用者と電気通信事業者の関係について解決を図る民事的規律である。

他の一般的な役務・商品の訪問販売や電話勧誘販売等について特定商取引法等により認められる無償での契約解除（いわゆるクーリング・オフ）と類似の制度であるが、本法の制度は、店舗販売を含め販売形態によらない契約解除の権利を利用者に認める一方、契約解除に伴い一定の範囲の額の支払を電気通信事業者が請求すること（対価請求）を可能としている。

本章では、本法における初期契約解除制度及びその代替的な措置である「確認措置」について、一般的に想定される解釈等を解説する。個別の事例への具体的な制度適用の方針について示すものではない。

第1節 対象範囲

（1）対象となる電気通信役務（対象役務）（指定告示第1項及び第2項）

光ファイバインターネットサービス、モバイルインターネットサービス等の主要なサービスが指定されているが、詳細は第1章参照。

（2）初期契約解除に応すべき者

初期契約解除が適用される電気通信役務契約を締結した電気通信事業者である。（本章では単に「事業者」という。）

（3）初期契約解除を利用する者

初期契約解除が適用される電気通信役務契約を締結した利用者であるが、書面交付義務同様に、電気通信事業者は含まれない。また、法人その他の団体である利用者については、法人契約に該当する場合に、適用除外となる。

（4）初期契約解除が適用されない契約（施行規則第22条の2の7第1項）

対象役務の電気通信役務契約であっても、次の新規契約については、初期契約解

除制度が適用されない。

①法人契約の場合(第2号)

第2章第1節(4)①を参照。

②自動締結契約の場合(第2号)

第2章第1節(4)②を参照。

③都度契約の場合(第2号)

第2章第1節(4)③を参照。

④確認措置を講じて認定を受けた役務の電気通信役務契約の場合(第5号)

第7節を参照。

⑤一定の変更契約・更新契約(第4号)

第5節を参照。

第2節 初期契約解除の効果

(1) 基本的な効果

初期契約解除が適用される電気通信役務契約は、利用者が契約解除を行う旨の書面(第3節参照)を発した時点で、それが初期契約解除可能な期間内であれば、当該契約の定める解除条件にかかわらず解除される。初期契約解除制度の規定に反する利用者に不利な特約は無効(法第26条の3第5項)であり、例えば、電気通信役務契約の中で初期契約解除ができない旨が定められていたとしても、それによって利用者の契約解除権が影響を受けることはない。もっとも、事業者が独自に8日より長い契約解除可能期間を設けている場合など、利用者に有利な定めがされているのであれば、それは有効である。

(2) オプションの契約に対する効果

いわゆるオプションサービス(第3章(書面交付義務)第2節(6)にいう付隨有償継続役務)やその他の付隨契約(例:タブレット端末等物品の売買契約)については、直ちに効果が及ぶものではない。ただし、本体の電気通信役務契約の初期契約解除に伴い付隨契約について事業者が自主的に契約解除に応じることを妨げる趣旨ではない。また、例えば対象となる電気通信役務なくしては付隨有償継続役務の提供が成り立たない場合(第4節(1)も参照)は、通常、初期契約解除後に付隨有償継続役務の契約を継続させてもその履行をすることができず債務不履行となり、結果的に付隨有償継続役務の契約も解除されるものと考えられる。

なお、対象となる本体契約に変更なく、オプションの契約について新規加入・変更等のみを行う契約は、当然に本法の初期契約解除制度の対象外である。

第3節 利用者が初期契約解除をする方法

(1) 基本的な方法

利用者が締結した契約について契約解除を行うことができるかどうかについては、まず契約書面(電子交付された電子メール、ウェブページ等を含む。)を確認することが方法として考えられる。これは、初期契約解除によらずとも事業者の自主的な契約解除制度により契約解除できる可能性がありその場合は契約書面への記載があるため、及び初期契約解除が適用される場合は契約書面にそのことについて記載する義務が課せられているためである。契約書面が交付されていないか、不備があると考えられるか、その他不明の場合は、消費者向け対応窓口に相談することが例えは考えられる。

初期契約解除が適用される契約であれば、利用者は、契約書面の受領日から8日間(移動通信役務の場合でサービスの提供開始が契約書面の受領より遅い場合は提供開始の日から8日間)の期間内に、契約解除を行う旨の書面(葉書で可)を発することにより、契約解除を行うことができる。

初期契約解除の効力が書面を発した日に生じるため、また期間内に書面を発したことと証明するため、例えば、特定記録郵便、簡易書留等を利用し、書面のコピーを保存することにより、書面を発信した事実と発信日を証明できるようにしておくと、事業者とのトラブルを避ける一助になると考えられる。書面の記載方法は、第3章第3節(3)裏面のような例が考えられる。

(2) 書面交付義務が履行されていない場合

初期契約解除対象となる電気通信役務契約について、契約書面が交付されていない場合は、いつでも初期契約解除をすることができる。また、契約書面を受領して8日間を過ぎているなど初期契約解除可能な期間が既に形式上終了していたとしても、少なくとも、初期契約解除を行うことができる旨の記載が欠落しているなど書面内容に重大な不備がある場合は、初期契約解除可能な期間が継続していると通常判断されるものと考えられる。

(3) 契約書面の受領日について

初期契約解除可能な期間を確定させる契約書面の受領日とは、民法上の「到達」の考え方と同様に、例えば契約書面を封入した信書が郵便受けに配達されるなど、契約書面について利用者が了知できる状態になった日であると考えられる。

受領日が不明確な場合において、初期契約解除可能な期間が既に経過しており利用者の契約解除権が消滅していると事業者が主張する場合には、当該事業者がそれについて立証責任を負う。すなわち、受領日に関する立証責任も、事業者が負うものと考えられる。そのため、事業者においては、無用のトラブルを避ける観点からは、契約書面を郵送する場合には書留や配達証明等を用いるか、または利用者の受領日に関する主張を真摯に受け止めるなどの対応がされることが想定されるが、制度としては、一律に対応方法が定められているものではなく、各事業者の判断に委ねられるものである。電子交付の場合も同様に、到達時点に関する立証責任は事業者が負うと考えられるが、具体的対応方法は各事業者の判断となる。

なお、郵送の場合については、郵便法及びその施行規則において、郵便業務管理規程の認可基準として、離島等を除き3日（祝日等は1日と数えない）以内に送達することが定められていることという要件が規定されている。また、信書便法においても、一般信書便役務の要件として、離島等を除き3日（祝日等は1日と数えない）以内に送達することが規定されている。

（4）書面以外による契約解除

初期契約解除制度で利用者からの書面による申出を規定しているのは、口頭ではなく書面によって利用者が契約解除の意思を表示することにより、当事者間の権利関係を明確にするとともに後日トラブルがなるべく生じないようにする趣旨であるが、利用者と電気通信事業者の間の合意により、書面以外の方法で利用者が契約解除を申し出ることを必ずしも妨げる趣旨ではない。すなわち、SMSを含む電子メール、ウェブページ等、他の手段による申出を受けて契約解除がされた場合であっても、両者の合意があれば、初期契約解除と同趣旨の契約解除が成立したものとみなされる場合が多いと考えられる。ただし、その場合であっても、無用のトラブルを回避する観点からは、利用者としては、口頭や電話のみでの申出は避けるなどして、何らかの証拠を残すことがより安全と考えられる。

第4節 初期契約解除に伴い利用者が支払うべき額（施行規則第22条の2の9）

初期契約解除に伴い事業者が利用者に請求できる額は、次の各項目の額の合計に限られる。これを超える額については、請求をすることができず、既にそれを上回る額を受領している場合は、その超過部分について返還することが必要である（法第26条の3第3項及び第4項）。

なお、あくまで上限を規定したものであり、全ての場合においてこの額まで請求できる権利を事業者に与えるものではない。例えば利用者との契約により本節の上限額より低い額が請求されることとなっている場合は、その低い額の方が請求されるべきと考えられる。個別の契約について具体的な額の算定方法については、契約書面に記載する義務が課せられている。

(1) サービス利用料(施行規則第 22 条の2の9第1号)

契約解除までに提供された次の役務の対価に相当する額の合計である。

- ①初期契約解除対象の電気通信役務(付加的機能を含む。)
- ②①の契約解除に伴い同時に契約解除された、付隨有償継続役務

①は、利用者が利用した期間に生じた通信料金その他の経費(料金等)であって、契約締結時の単価により算出される合理的な額を請求できるとする趣旨である。契約解除があった場合にのみ適用される高額の単価を定める特約は、合理的とは言えず、第3節(1)のとおり法の趣旨からしても、無効となるものと考えられる。従量制の料金等については、利用量に応じて精算することが考えられるが、定額制の料金等については、原則として日割り計算により精算されることが合理的と考えられる。また、これらのほか、初期費用も合理的な範囲に限って含まれると考えられるが、初期契約解除対象の電気通信役務に関して通常請求される工事費用及び通常請求される契約締結費用(事務手数料)は、本項目の対価からは除かれ(2)及び(3)のとおり対価請求告示でそれぞれ上限額が定められている。

②は付隨有償継続役務(オプションサービス)のうち本体の電気通信役務なくしては成り立たないものが想定されるが、その具体例としては、①の契約者専用のコンテツツサービスが考えられる。これは、制度がそもそも対象とする電気通信役務ではないため、法第 26 条の3第3項及び第4項による対価請求制限の範囲外(すなわち一般的な民事規律に従って請求可能)と解される場合もあると考えられるが、①の電気通信役務との関係の密接性に鑑み、その利用で生じた料金等を合理的な範囲内で請求できる旨を為念的に規定したものである。なお、付隨有償継続役務の定義については、第3章(書面交付義務)第2節(6)を参照。

(2) 工事費用(施行規則第 22 条の2の9第2号)

【以下で下線を付した記載内容は今後意見公募を経て定められる対価請求告示の内容に従って更新することを予定しています】

光ファイバインターネットサービスなどの初期契約解除対象の電気通信役務の提供

に必要な工事に通常要する費用であって、工事費などの名目で利用者に通常請求されるものが対象である。その上限額は、対価請求告示により、下記の工事の種類の区分ごとに、次のとおり定められている。

① FTTHアクセスサービス

(ア) 戸建て住宅について提供を開始するための工事	○○円
(イ) 集合住宅等それ以外の建物について提供を開始するための工事	○○円
(ウ) 変更契約又は変更を伴う更新契約に伴う工事	○○円
(エ) 提供を終了するための工事	○○円

② CATVアクセスサービス

(ア) 戸建て住宅について提供を開始するための工事	○○円
(イ) 集合住宅等それ以外の建物について提供を開始するための工事	○○円
(ウ) 変更契約又は変更を伴う更新契約に伴う工事	○○円
(エ) 提供を終了するための工事	○○円

上記の上限額の範囲で請求できるのは、あらかじめ公表されるなどして利用者に通常請求される費用部分であり、実費が生じていても事業者が負担しており通常の中途解約時にも利用者に請求されない費用部分は、初期契約解除に伴っても請求できない。ただし、例えば一定期間利用することを前提としてその全部又は一部が割引されるが、中途解約時には割引なく請求される費用は、上記上限額の範囲で請求できると考えられる。

特殊な事情(例:特殊な建物や地形への対応、正確な工事時刻(例:午前 10 時)の指定への対応等)によりごくまれにしか生じない費用は、「通常要する費用」に該当しないと考えられ、その場合は工事費用の上限額の規定では規律されない。すなわち、その場合は、(1)の対価に該当すれば(合理的な範囲であれば)、請求できる扱いとなる。また、電気通信役務の提供には必須ではなく利用者の要望に応じて実施する工事は、「提供に必要な工事」に該当しないと考えられ、その費用は、初期契約解除に伴い請求されるのであれば、(1)の対価に含まれる範囲で請求できることとなる。

(3) 契約締結費用(事務手数料)(施行規則第 22 条の2の9第3号)

【以下で下線を付した記載内容は今後意見公募を経て定められる対価請求告示の内容に従って更新することを予定しています】

契約締結に際する書面作成費用、契約内容や利用者情報を顧客管理システムへ登録するための費用などであって、事務手数料等の名目で利用者に通常請求されるものが対象である。その上限額は、対価請求告示により、○○円と定められている。

その他、上限額の範囲で請求できるのはあらかじめ公表されるなどして利用者に通

常請求される費用部分に限ることなど、留意事項は工事費用と同様である。

(4) 法定利率による遅延損害金

(1)から(3)までの額の支払が遅延した場合には、法定利率(通常は商事法定利率であり、平成27年(2015年)12月現在は年率6%)による遅延損害金の額を当該額に加算した額が上限となる。

第5節 更新・変更時の初期契約解除(施行規則第22条の2の7第1項)

本法は更新契約・変更契約も新規契約と同様に規律の対象とするが、初期契約解除制度については、一定の範囲の更新契約・変更契約への適用が除外される。具体的には、下表のいずれかのみの変更をする変更契約と更新契約については、初期契約解除が適用されず、これら以外の変更契約と更新契約について初期契約解除が適用となる。すなわち、適用があるのは、料金等事項(基本説明事項(第2章第2節参照))のうち通信料金、期間限定の割引及び契約変更・契約解除の条件等)に利用者に不利な実質的な変更があつた場合であり、例えば割引額を含む料金プランの変更で利用者に不利な要素が少しでも含まれるものが該当する。

変更契約について初期契約解除がされた場合は、電気通信事業者には変更前の契約内容を回復する義務が生じると考えられ、変更対象の契約全体を解除する義務までは生じないと考えられる。利用者が支払うべき額の上限は、変更の場合について特に定められる工事費用を除いて、新規契約の初期契約解除の場合と同じである。

【初期契約解除が適用されない更新契約・変更契約】

番号	施行規則 第22条 の2の7第 1項の番 号	内容	解説
①	第1号	軽微変更	第3章(書面交付義務)第4節①参照。
②	第1号	事業者申出の利用者に 有利な変更	第3章(書面交付義務)第4節②参照。
③	第1号	付加的機能関係の変更	第3章(書面交付義務)第4節③参照。
④	第3号	利用者申出の利用者に 有利な変更	例えば、技術の進展等で料金等他の条件に 変更ないまま速度等が向上した料金プランが設けられ、利用者が自発的に当該プランに変更した場合が該当すると考えられ

			る。②と異なり書面交付義務では対象である。
⑤	第4号	料金等事項が不变である変更	例えば事業者の連絡先が変更になったが料金プランは変わらない場合が該当する。契約書面の記載内容に変更が生じない場合や、既契約と同一の提供条件で自動更新される場合も該当する。
⑥	第4号	料金等事項が実質的に不变である変更	料金等事項に①から④のいずれかの変更のみがあった場合のことであり、⑤と同様に、例えば料金プランが変わらない場合が該当する。

注:この他、第1節(4)の各種契約に当たる場合にも適用されない。

第6節 不実告知後の取扱い

(法第 26 条の3第1項括弧書、施行規則第 22 条の2の8)

事業者又は媒介等業務受託者が、初期契約解除に関する事項について不実の内容を告げたこと(事実と異なる虚偽の説明をしたこと)により、利用者がその内容が事実であると誤認し、これによって初期契約解除可能な期間に初期契約解除を行わなかつた場合には、事業者は、「不実告知後書面」を新たに交付しなければならない。それを受け、利用者は、不実告知後書面の受領日を含む8日間の期間、初期契約解除を行う旨の書面を発することにより、通常の初期契約解除の場合と同様に、契約解除をすることができる(法第 26 条の3第1項括弧書)。例えば、初期契約解除が適用される契約であるにもかかわらず、初期契約解除ができないと契約前に事業者又は媒介等業務受託者が説明し、それを利用者が鵜呑みにすることにより初期契約解除を行わなかつた場合が該当すると考えられる。

不実告知後書面には、次の事項の記載が必要である(施行規則第 22 条の2の8第1項)。記載に当たっては契約書面同様に8ポイント以上の大きさの文字・数字を用いなければならない(施行規則第 22 条の2の8第2項)。

- ① 不実告知後書面の内容を十分に読むべき旨(第1項第 12 号)
- ② 不実告知後書面の受領日から8日間、初期契約解除が可能である旨
(第1項第5号)
- ③ 初期契約解除を行う旨の書面を利用者が発した時に初期契約解除の効力が生じる旨(第1項第6号)
- ④ 初期契約解除に伴い利用者が支払うべき額(対価請求額)に法令上の限度が設けられている旨(第1項第3号)

- (5) 既に事業者が金銭等を受領している場合には、対価請求額の限度を超えた部分を返還しなければならない旨(第1項第6号)
- (6) 利用者からの解除を行う旨の書面の送付宛先住所など初期契約解除手続の標準的な方法(第1項第9号)
- (7) 初期契約解除に伴い利用者が支払うべき金額の算定方法(第1項第7号)
- (8) 特定解除契約がある場合は、その旨及びその解除に関する事項(第1項第8号)
- (9) 電気通信役務の名称、種類、料金その他の経費(第1項第1号から第3号)
- (10) オプションサービス(付隨有償継続役務)の名称、料金その他の経費
(第1項第4号)
- (11) 電気通信事業者の連絡先(第1項第10号)
- (12) 契約を特定するに足りる事項(第1項第11号)

また、事業者は、不実告知後書面を交付した後直ちに、利用者が当該不実告知後書面を見ていることを確認した上で、②から⑤の事項(下線を付した事項)について、利用者に電話等で告げなければならない。②から⑤の事項は、赤枠赤字で記載することも必要である(施行規則第22条の2の8第3項及び第4項)。

第7節 確認措置(施行規則第22条の2の7第1項第5号及び第2項～第6項)

(1) 基本的な考え方

初期契約解除対象として指定されている移動通信役務(第1章参照)のうち、契約初期の一定の場合に、端末等の関連契約も含めて契約を解除することができる措置である「確認措置」が講じられ、利用者の利益が保護されているとして総務大臣の認定を受けた役務については、初期契約解除に代えて、当該確認措置が適用される。これは、おおむね次のような考え方によるものである。

固定通信（通信サービスと端末が分離）

- ・販売形態を問わず苦情が多い
- ・通信サービスだけ解約して端末が手元に残っても不都合が生じない



初期契約解除制度の対象とする

移動通信（通信サービスと端末が事実上一体）

○ 訪問販売、電話勧誘

- ・苦情が多い
- ・不意打ち性が高い販売形態（突然の勧誘）
- ・端末についても特定商取引法等により解約可能



初期契約解除制度の対象とする

○ 店頭販売等

- ・不意打ち性が低い販売形態（他法では一般的に対象外）
- ・端末については、電気通信事業法の対象外
(特定商取引法等も訪問販売・電話勧誘を対象とし、店頭販売の端末は解約不可)



事業者が代替的取組（＝「確認措置」）を講じて認定を受けた場合に限り、初期契約解除に代えて「確認措置」を適用。

- ・電波状況や法令等の遵守状況を理由として、端末を含めて解約できる措置。
- ・利用者利益の保護に支障が生じるおそれがあるときは、認定の取消しが可能。

上図のとおり、主要な移動通信役務については、店頭で役務と端末が一体的に販売されている場合が多いところ、本法における初期契約解除制度は端末の売買契約についてまで対象とするものではなく、また、特定商取引法等他法のクーリング・オフ制度においても店頭で販売される端末までは対象とされていないことから、本法の初期契約解除制度をそのまま適用した場合、多くの場合には端末の売買契約までは解除できないため、利用者の手元に端末が（時には高額な端末代の支払義務とともに）残存してしまうという事態を回避する必要があると考えられた。

すなわち、主要な移動通信役務については、利用者が実際に利用する場所における電波の状況が契約時点では明らかにならず、また複雑な提供条件について説明不十分のため利用者の理解が及ばない場合もあるなど、何らかの救済措置を講ずる必要性が認められる一方、その解決のために本法の初期契約解除をそのまま適用するよりも、契約解除が可能な場合を電波状況不十分、説明不十分等の事業者側に一定の責任ある場合に限定しつつも、端末も含めて契約解除できるとする方が、初期契約解除制度の最終目的である利用者利益の保護により資する場合もあるのではないかという観点から確認措置の制度が設けられたものである。

なお、その観点から、確認措置を講じることにより初期契約解除の適用を受けないととなるのは、利用者利益が保護されていると認められる場合に限ることとしている。例えば、訪問販売や電話勧誘販売は、店舗販売や通信販売と異なり不意打ち性が高く、また付随する端末の販売については特定商取引法等によりクーリング・オフが可能と通常考えられることから、確認措置ではなく、原則どおりの初期契約解除制度を適用する

ことが想定されている。

(2) 対象範囲

① 対象役務

第1節(1)の移動通信役務のうち事業者の申請により総務大臣が認定した役務である。認定を受けた役務については、告示が行われ官報に掲載されるほか、総務省ウェブページに掲載される。

② 適用されない新規契約

第1節(4)同様に、法人契約等については適用されない。

③ 更新契約・変更契約

第5節同様に、軽微変更等、一定の更新契約・変更契約については適用されない。また、適用される場合であっても、新規契約の場合と措置の内容が異なる場合があり得る。

(3) 利用者からの申出

個別の契約について確認措置が適用されているか否かについては、契約前の説明と契約書面への記載が義務付けられているため、利用者としてはまずその内容を参照することが想定される。

確認措置による契約解除は、電波状況が不十分と判明したこと又は説明義務等の法令等の遵守状況が基準に適合しなかったことを理由とする場合に可能であるが、更に具体的には、解除のできる具体的の場合に関する基準を含めて、事業者が措置の内容(手順・基準)を作成した上で認定を受けることとなる。利用者としては、電波状況が不十分と考える場合、説明義務による契約前の説明が十分でなかったと考える場合又は書面交付義務による契約書面の交付や電子交付がされていないか不備があると考える場合に、契約解除を要望するときは、契約書面に記載される定められた手順に従い、期間内に事業者側に申し出ることが可能であると考えられる。事業者側としては、申出を受けて、その定めた手順・基準に従って、適切に対応しなければならない。申し出ることのできる期間は、電気通信役務の利用開始日(契約書面の受領日の方が遅い場合は受領日)を含む8日以上の期間であるが、具体的には事業者が定めることとなり、説明義務によって契約前に説明するとともに、契約書面に記載する義務が課せられる。

(4) 確認措置による契約解除

利用者からの(3)の申出及びそれを受けた事業者側の対応の結果、契約解除がされることとなつた場合の取扱いは、次のとおりである。

①解除対象の関連契約の範囲

確認措置により解除される契約の範囲は、関連契約と呼ばれ、確認措置告示により最低限次の契約が含まれるべき旨が規定されているが、具体的な範囲は各事業者が定め認定を受けることとなる。

- (ア)認定を受けた役務の提供に関する契約(通信サービスの本体契約)
- (イ)(ア)に付随して販売されたスマートフォン、タブレット等の端末の売買契約及びその支払に関する契約(個別信用購入あっせん関係受領契約等)
- (ウ)(ア)又は(イ)の契約解除がされると成り立ち得なくなる付随有償継続役務の契約(通信サービス契約者専用のコンテンツサービス、端末補償サービス等)

②利用者が支払うべき額

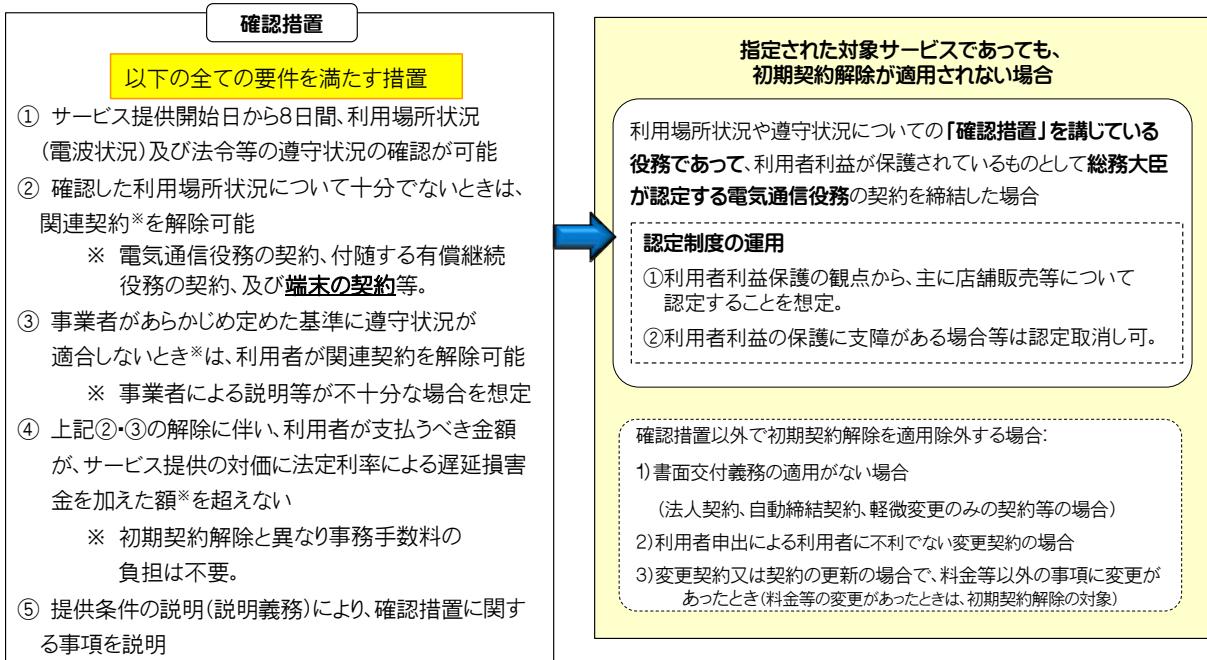
確認措置により契約解除した場合に利用者に請求できる上限額は、契約解除までに提供された関連契約のサービス利用料(役務の提供の対価に相当する額)であり、通信サービスの利用料と付随有償継続役務の利用料の両方が含まれる。「対価」の考え方については、初期契約解除の場合と同様である。ただし、通信サービスの事務手数料は、請求できない。(工事費用も請求できない)

なお、支払が遅延した場合は、初期契約解除の場合と同様に事業者は遅延損害金の請求をすることができる。また、端末の売買契約の契約解除に当たっては利用者には当該端末を返品する義務が通常生じると考えられ、返品しなかった場合は、事業者は端末の販売価格に相当する額を請求することができる。

具体的な額の算出方法は、契約書面への記載が義務付けられる。

(5)確認措置に関する申請及び認定

確認措置が満たすべき基準など、施行規則により定められている制度の枠組みは、おおむね次のとおりである。



これを受け、総務大臣の認定を受けようとする事業者はその申請を総務大臣に行うこととなるが、こうした申請及び認定の手続並びに審査の基準についての詳細は、次の法令等により定められている。

・確認措置告示

・電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）

申請し認定を受けた内容に一定の変更が生じた場合は、その届出が必要である（施行規則第22条の2の7第3項）。この場合、認定を受けた電気通信役務の名称・内容の変更については、改めて変更があった旨の告示がされ、総務省ウェブページに掲載される。

総務大臣は、確認措置が要件を満たさなくなった場合、事業者が変更の届出に関する規定に違反した場合、その他利用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあると認めるときは、認定を取り消すことができる。認定が取り消されたときは、本来の初期契約解除が適用されることとなる。

第8節 一体的販売における留意点

（1）基本的な考え方

本法による初期契約解除の対象となる電気通信役務（対象役務）と対象とならない役務又は商品（対象外役務等）がセットで販売されることにより割引がされた場合も、少なくとも対象役務について初期契約解除が可能である。その場合、対象役務の契約の初期契約解除が行われたことに伴って対象外役務等の契約が解除されるか否かは、個別の契約の内容その他の個別事情によって異なるものと考えられる。

しかしながら、対象外役務等について、他法による初期の契約解除又はワーリング・オ

フ、確認措置による契約解除、事業者の対応する自主的な初期解除その他の契約解除が可能な場合には、対象役務の初期契約解除を行うことに加えて、そうした契約解除もするよう利用者が申し出ることで、セット販売の全ての契約を解除することができることもあると考えられる。例えば、確認措置の認定を受けた携帯電話サービスと初期契約解除が適用されるFTTHインターネットサービスがセット販売された場合には、前者について電波状況又は法令等遵守状況が不十分のため契約解除を要望する旨の申出を行うとともに、後者について初期契約解除を行う書面を発することにより、全体の契約解除をすることが可能な場合もあると考えられる。また、セット販売されたCATVインターネットサービスと有料放送役務について、前者には本法により、後者には放送法により、初期契約解除制度が適用される場合は、利用者は、両方の法律の初期契約解除権を行使することにより、全体を契約解除することができると考えられる。ただし、これらはあくまで制度上はそうした方法での契約解除が認められているというのみであって、実際にどのような方法の契約解除が最もその利用者にとって都合が良いかについては、個別の契約内容及び事業者の自主的な対応の状況も考慮しての対応が望まれる。そのため、事業者としては、無用のトラブルを避ける観点からは、セット販売された契約全体について契約初期の解除を利用者が求めた場合に解除手續等について案内する内容及び方法をあらかじめ準備しておくことが必要な場合も多いと考えられる。

なお、対象役務の初期契約解除に伴い対象外役務等の契約が自動的には解除されない場合については、当該対象外役務等の契約が「特定解除契約」に当たり、対象役務の契約書面にその旨及びその解除に関する事項の記載が必ず必要である(第3章(書面交付義務)第2節(8)⑦参照)。(自動的に解除される場合は本章第4節(1)②も参照)

(2) 契約解除に伴い利用者が支払うべき額

対象役務の契約と特定解除契約である対象外役務等の契約をそれぞれ契約解除した場合、事業者が利用者に請求できる上限額については、それぞれの契約解除について、それぞれの関係規定が適用されると考えられる。

その際、両契約に共通する費用があれば、いずれの契約解除の関係規定に基づき利用者に請求を行うかは、一義的には事業者の判断に委ねられると考えられるが、共通する費用を両方の契約解除において二重に請求することができないことは、当然である。

例えば、FTTHインターネットサービスと携帯電話サービスがセット販売された場合に、前者は初期契約解除により、後者は確認措置により、それぞれ契約解除されたときは、前者については初期契約解除制度の定めるサービス利用の対価、工事費用及び事務手数料の上限額の範囲内で費用を請求し、後者については確認措置の定めるサービス利用の対価の範囲内で費用を請求することが考えられる。また、セット販売されたCATVインターネットサービスと有料放送役務について、本法及び放送法の初期契約解除によりそ

それぞれ契約解除された場合には、それぞれの役務について、それぞれの制度(省令)の上限額に関する規定が適用されるが、両役務に共通する工事費用や事務手数料等については、いずれの制度の上限額の範囲内で請求しても、二重に請求することはできないと考えられる。

なお、対象外役務等が有償継続役務に当たらない一度きりの役務の提供である場合や物品の単純な売買である場合も、これらと同様に、個別の関係規定が適用されるものと考えられる。

第9節 事業者を乗り換える際の留意点

卸電気通信役務の提供を受けて提供されるFTTHインターネットサービスへのいわゆる「転用」など、消費者が事業者を乗り換えた場合に、その直後に初期契約解除を行い又は確認措置による解除をした場合については、当該消費者が契約解除に伴い乗り換え元の事業者への復帰を求めることが想定される。こうした要望に事業者が応じる法的義務がどの程度存在するかについては、本法の初期契約解除制度で定めるものではなく、乗換えへの事業者の関与の態様や程度等を例えれば勘案しつつ、一般的な民事規律に従つて個別に判断されるべきものと考えられる。

もっとも、無用なトラブルを避けるためには、乗換え元への復帰に伴い、電話番号が変更となる、復帰に時間がかかる等、利用者に不利益が生じると予想される場合には、乗換え先事業者は、説明義務の履行に当たって、当該不利益の内容を説明することが望ましい(第2章(説明義務)第5節参照)。更に、利用者によっては、乗換え後の契約を解除した後の復帰が容易であることを前提として乗り換える場合もあると考えられ、そのような場合に乗換え復帰に伴い生じる不利益に関する事実について故意に告げず、又は不実の内容を告げることは、事実不告知・不実告知の禁止の規定に抵触し得る(第6章第1節参照)。

第10節 違反した場合の取扱い

初期契約解除制度は民事的規律であり、個別事例において事業者に違反があった場合は、業務改善命令等の行政機関の介入はされず、一義的には当事者(利用者)との間の問題となり、最終的な解決は司法によって図られこととなる。また、確認措置による個別事例の取扱いについても同様である。

第5章 苦情等の処理（法第27条）関係

電気通信事業者には、電気通信役務又はその業務方法についての苦情及び問合せ（苦情等）を適切かつ迅速に処理しなければならない義務が課せられている。本章では、その基本的な遵守方法及び電気通信事業者による望ましい対応を解説する。

第1節 対象範囲

（1）対象役務（指定告示第1項から第3項まで）

第1章を参照。（説明義務や書面交付義務の対象と同様である。）

ただし、苦情等の処理義務は、説明義務、書面交付義務及び初期契約解除制度の対象から除かれている次の契約についても、対象となる。各契約の詳細は第1章（4）を参照。

- ・ 法人契約

（法人その他の団体と営業目的（非営利組織の場合は事業目的）で締結する契約）

- ・ 自動締結契約（みなし契約、ローミング契約等）

- ・ 都度契約（公衆電話等）

もっとも、利用者が電気通信事業者である場合は対象外である。

（2）義務の主体

電気通信事業者に義務が課せられる。

第2節 苦情等の処理の方法

苦情等を適切かつ迅速に処理しているか否かについては、提供される電気通信役務の内容、利用者層、利用者数等が様々であること、また消費者からの苦情及び問合せの内容も様々であることから、全ての電気通信事業者について一律に定めることは困難であり、個別具体的に判断する必要がある。そのため、ここでは苦情等の処理の方法として望ましい方法及び不適切な方法を例示する。

【望ましい例】

①電話窓口を開設すること。

特にインターネット接続サービスを提供する電気通信事業者は、トラブルが発生したときには電子メール自体が繋がらなくなるため、電話窓口の開設が不可欠であること。

②電話窓口は、録音された自動音声のみならず、オペレータによる対応を行うこと。

また、自動音声での操作を求める場合には、例えばいずれの操作段階でもオペレータの呼び出しを可能とするなど、簡易な操作でオペレータに繋がるように対応を行うこと。

③電話窓口は、平日は、なるべく長時間受け付けること。

④苦情及び問合せを受けた内容について、調査や確認等の必要がある場合でも、できるだけ短期間に何らかの回答をすること。

⑤電話による連絡先、オペレータの人数、回線数、受電率(応答率)、回線の混雑状況、苦情等の件数及び内容の傾向、苦情等の業務への反映状況など、苦情等の処理の体制の整備状況や運営状況について、インターネットのウェブページ等で対外的に明らかにするなど、透明性を高め消費者の信頼を得るための取組を行うこと。

【不適切な例】

①苦情及び問合せに対する対応窓口を設けていない。

②苦情及び問合せに対する対応窓口が設けられていても、その連絡先や受付時間等を消費者に対して明らかにしていない。

③苦情及び問合せに対する対応窓口が明らかにされていても、実際にはその対応窓口がほとんど利用できない(例えば、電話窓口に頻繁に電話しても繋がらない場合やメール相談窓口にメールで繰り返し相談しても連絡がない場合)。

④消費者が真摯に問合せをしているにもかかわらず、長期間放置している(例えば、特に調査や確認等の必要のない問合せ内容に対して、正当な理由なく、2~3日を越える期間回答をしないでいる場合、調査や確認等を1週間程度で終えることができる問合せ内容に対して、正当な理由なく、回答を遅滞させている場合、1週間程度で終えることができる調査や確認等について正当な理由なく1ヶ月以上の期間をかける場合など)。

⑤消費者から契約解除の申出があったにもかかわらず、正当な理由なく当該申出を相当期間放置して、その手続きを行わない。

なお、苦情等の処理義務は、無理な注文をつけてくる場合その他の消費者からのいわば行きすぎた苦情等についてまで対応する義務を課す趣旨ではなく、そのような場合に消費者からの要求を拒む等しても法第 27 条に違反することにはならない。

第6章 電気通信事業者等の禁止行為（法第27条の2）関係

電気通信事業者及び媒介等業務受託者（電気通信事業者等）は、事実不告知や不実告知の行為を行うことや勧誘継続行為を行うことが禁止されている。本章では、これらの禁止行為について、基本的な遵守方法及び電気通信事業者による望ましい対応を解説する。

第1節 事実不告知及び不実告知の禁止

故意に事実を伝えないこと（事実不告知）、及び虚偽の説明を行うこと（不実告知）が禁止行為として定められている。（法第27条の2第1号）

（1）対象範囲

①対象役務（指定告示第1項から第3項まで）

第1章を参照。説明義務や書面交付義務の対象と同様である。

ただし、説明義務、書面交付義務及び初期契約解除制度等の対象から除かれている次の契約についても、対象となる。各契約の詳細は第1章を参照。

- ・ 法人契約

（法人その他の団体と営業目的（非営利組織の場合は事業目的）で締結する契約）

- ・ 自動締結契約（みなし契約、ローミング契約等）
- ・ 都度契約（公衆電話等）

もっとも、利用者が電気通信事業者である場合は対象外である。

②義務の主体（法第26条第1項）

電気通信事業者及び媒介等業務受託者の両方が禁止行為をしてはならない主体として定められている。

（2）事実不告知及び不実告知の禁止の内容

「故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為」とは、契約に関する事項であって利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて、故意に事実を伝えないこと（事実不告知）、又は事実と異なる虚偽の説明を行うこと（不実告知）である。

「契約に関する事項であって利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」とは、契約を締結する利用者が正確な情報を知っていたならば当該契約をしないと一般的に考えられる事項のことであり、利用者が意に沿わない契約をすることを防ぐ趣

旨から、契約内容のみならず契約に至るまでの「動機」といった広く契約に関する事項が含まれると考えられる。なお、説明義務により契約前に説明すべき事項とは、必ずしも一致しない。

また、電気通信事業者等が事実と異なることを告げているという主観的認識を要している必要はなく、告げた内容が客観的に見て事実と異なつていれば「不実のこと」を告げていることになると考えるのが適切であり、相手方が錯誤に陥って契約を締結する等は必要としない。告げる方法については、口頭の場合だけでなく、書面に記載して説明する方法等も含まれ、広く解釈されると考えられる。

【不適切な例】

- ① 利用者が現在使用している電話番号や電子メールアドレス等を引き続き利用したいにもかかわらず、契約の締結に伴い電話番号や電子メールアドレス等が変更されることを電気通信事業者等が利用者に説明しなかった場合。
- ② 電気通信事業者等が、契約を締結する利用者に適用される料金をキャンペーン価格と伝えながら実際には当該料金が通常価格であった場合。
- ③ 光ファイバインターネットサービス等の契約をする際に申込みが混み合っていて、開通までにはかなり時間を要する状況であったのにもかかわらず、電気通信事業者等が、すぐに利用できるといった説明をし、そのことを伝えなかつた場合。
- ④ 電気通信事業者等が、初期契約解除制度における初期契約解除可能期間を法定よりも短い期間で伝えたり、初期契約解除制度が適用される契約であるにもかかわらず、初期契約解除制度の適用がないと伝えた場合(第4章(初期契約解除制度)第6節も参照)。
- ⑤ 「今使っているサービスが終了するので乗り換えが必要」、「このマンションの方には皆さんに契約してもらっている」等の利用者の意思表示の動機に働きかけるような内容であつて虚偽のものを利用者に説明して新しい契約を締結させる場合。

(3) 違反した場合の取扱い

事実不告知及び不実告知の禁止の規定に違反した電気通信事業者等に対しては、利用者の利益を確保するために必要な限度において、総務大臣による業務改善命令が発動されることがある(法第29条第2項)。また、電気通信事業者が当該規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、登録の取消事由及び拒否事由又は認定の取消事由となり得る(法第14条第1項第1号及び第12条第1項又は第126条第1項第3号)。

なお、事実不告知及び不実告知の禁止は、勧誘等の方法を規律するものにすぎず、

契約の締結方法を規律するものではない。また、行政的規律であることから、事実不告知又は不実告知を行った場合の個別の契約の有効性について直接に定めるものではない。もっとも、不実告知等の行為があった場合の個別の契約の取消しについて定める民事的規律としては、消費者契約法(平成 12 年法律第 61 号)第4条が存在する。

第2節 勧誘継続行為の禁止

本法では、勧誘の形態にかかわらず、利用者等の勧誘を受けた者が電気通信事業者及び媒介等業務受託者(電気通信事業者等)に対して、電気通信役務の提供に関する契約を締結しない旨の意思あるいは勧誘を引き続き受けることを希望しない意思を表示した場合について、それと同一の電気通信役務の提供に関する契約の勧誘を継続することを禁止している。(法第 27 条の2第2号)

(1) 対象範囲

①対象役務(指定告示第1項から第3項まで)

不実告知等の禁止(第1節)の対象役務と同様である。第1章を参照。

②勧誘継続行為の禁止が適用されない場合(施行規則第 22 条の2の 10)

対象役務の契約締結の勧誘であっても、次の場合については、勧誘継続行為の禁止が適用されない。

- ・法人契約(法人その他の団体と営業目的(非営利組織の場合は事業目的)で締結する契約。第2章第1節(4)を参照)の締結の勧誘
- ・利用者の利益の保護のため支障を生ずることがない軽微な変更の勧誘
例えば利用者住所の変更をするよう電気通信事業者等が働きかける場合が該当する。変更・更新時の書面交付の例外となる軽微変更と同一範囲である。

③義務の主体(法第 26 条第1項)

電気通信事業者及び媒介等業務受託者の両方である。

(2) 勧誘方法

ここでの「勧誘」とは、その実施する場所及び方法を問わず、特定の者に対し、契約締結の個別の意思形成に直接働きかける行為である。すなわち、訪問、電話、店舗等の

形式を問わないうが、しかしながら契約締結に至る前の段階で行われる不特定多数の者に対し電気通信役務の品質等の表示を行う行為は含まれない。

また、契約の内容を変更する場合についても契約の「締結」として、勧誘継続行為の禁止の対象となるが、(1)②のとおり、これまでの契約の内容からの軽微な変更の場合は、禁止の対象外となる。

(3) 勧誘を「継続」する行為の内容

勧誘継続行為に当たるか否かについては、勧誘を受けた者が具体的にどのような意思表示をしたかに基づき、個別事例ごとに同一の電気通信役務の提供に関する契約の勧誘継続に当たるかどうかを判断する必要がある。ここでは、勧誘継続行為に該当する範囲を主に例示により解説する。

①「契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。以下同じ。)」について

勧誘を受けた者の「契約を締結しない旨の意思」は、口頭であるか、書面であるかを問わず、契約を締結する意思がないことを明示的に示すものが該当する。具体的には、相手方等が「お断りします」、「必要ありません」、「結構です」、「関心ありません」「いりません」など明示的に契約の締結の意思がないことを示した場合が該当するほか、「(当該勧誘行為が)迷惑です」など、勧誘行為そのものを拒否した場合も当然該当することとなる。

これに対して、例えば、「今は忙しいので後日にして欲しい」とのみ告げた場合など、その場、その時点での勧誘行為に対する拒絶意思の表示は、「契約を締結しない旨の意思」の表示に当たらない。

また、例えば家の門戸に「訪問販売お断り」とのみ記載された張り紙等を貼っておくことは、それだけでは、本項における「契約を締結しない旨の意思」の表示には該当しない。

②「勧誘を継続すること」について

勧誘を受けた者が契約を締結しない旨の意思表示を行った場合には、引き続き勧誘を行うことのみならず、その後、改めて勧誘を行うことも「勧誘を継続すること」に該当するので禁止される。同一の電気通信事業者又は同一の媒介等業務受託者の他の担当者による勧誘も同様に禁止される。ただし、法の趣旨は、執拗な勧誘を阻止する観点から、ある勧誘を行った電気通信事業者又は媒介等業務受託者が利用者の意思に反して当該勧誘を改めて行うことを禁止するものであり、電気通信事業者Aの媒介等業務受託者であるBから勧誘を受けた者が契約を締結しな

い旨の意思表示を行った場合に同じ電気通信事業者Aの媒介等業務受託者であるCによる勧誘まで禁止する規定ではない。しかしながら、そのような場合でも、勧誘を受けた者が、勧誘を行う者の如何にかかわらず当該電気通信事業者Aの提供する当該役務の再勧誘全てを拒否したい意思を表示したと考えられる場合は、その意思に沿って、個人情報の取扱いに留意しつつ、A及びAの全ての媒介等業務受託者からの勧誘が停止されるような仕組みが構築されることが望ましい。

③勧誘を受けた者が表示した拒否の意思の範囲について

再勧誘の禁止の対象については、勧誘の相手方等が契約を締結しない旨の意思をどのように示したかにより異なるため、個別の事例ごとに判断することとなる。

例えば、電気通信事業者Aの提供する携帯電話サービスの提供の契約の締結に係る勧誘において、勧誘を受けた者から、

(ア) 電気通信事業者Aの媒介等業務受託者が勧誘をした場合で、「電気通信事業者Aの提供する携帯電話サービスは結構です」との意思表示がなされた場合には、当該媒介等業務受託者が「電気通信事業者Aの提供する携帯電話サービス」の勧誘を行うことが再勧誘に該当する。

(イ) 電気通信事業者A及び電気通信事業者Bの双方から受託を受けている媒介等業務受託者が電気通信事業者Aの携帯電話サービスについて勧誘をした場合に、「携帯電話サービスの勧誘は結構です」との意思表示がなされた場合には、「電気通信事業者Aの提供する」携帯電話サービスのみならず、「電気通信事業者Bの提供する」携帯電話サービスも含め、当該媒介等業務受託者が携帯電話サービスの勧誘を行うことが広く再勧誘に該当する。

(ウ) ある媒介等業務受託者に対し、「御社(媒介等業務受託者)からの勧誘は結構です」との意思表示がなされた場合には、当該媒介等業務受託者が行う勧誘は全て再勧誘に該当する。

なお、当該契約について「勧誘を継続すること」がどの程度の期間にわたって禁止されるかについては、個別の事例ごとに判断することになるが、勧誘を受けた者(相手方)においても、ある一定期間が経過することにより、勧誘を受けることの意思が変化することも十分考えられることから、相手方が将来にわたって全ての勧誘を拒否した場合など、明確な意思の表示があった場合を除き、将来にわたって当該相手方への勧誘が全て禁止されるものではないと考えられる。

いずれにしろ、相手方等契約を締結しない旨の意思をどのように具体的に示したかという事実を踏まえ判断されることになるため、慎重に対処することが望ま

しい。

例えば、ある一定期間経過後に同様の勧誘を行う場合は、相手方から「契約を締結しない旨の意思」が示されたことを踏まえ、トラブル防止の観点から、新たな勧誘であることについて、相手方に改めて意思の確認を行うなどした後に勧誘を行うことなどが考えられる。

なお、店舗販売の場合でも、例えば、ある電気通信役務(A)の契約に伴い別種類の電気通信役務(B)の勧誘を受けた者が電気通信役務契約(B)を締結しない旨の意思表示をした後はその場において当該電気通信役務(B)について勧誘をしてはならないが、再度来店した場合、当該電気通信役務(B)について自ら質問等をした場合等、その者の当該意思に変化があったとみられる場合に再度勧誘を行うことまでは禁止されないと考えられる。(なお、意思表示をした利用者かどうかを判別するための格別の措置が求められるものではない。)

第7章 媒介等業務受託者に対する指導等の措置 (法第27条の3) 関係

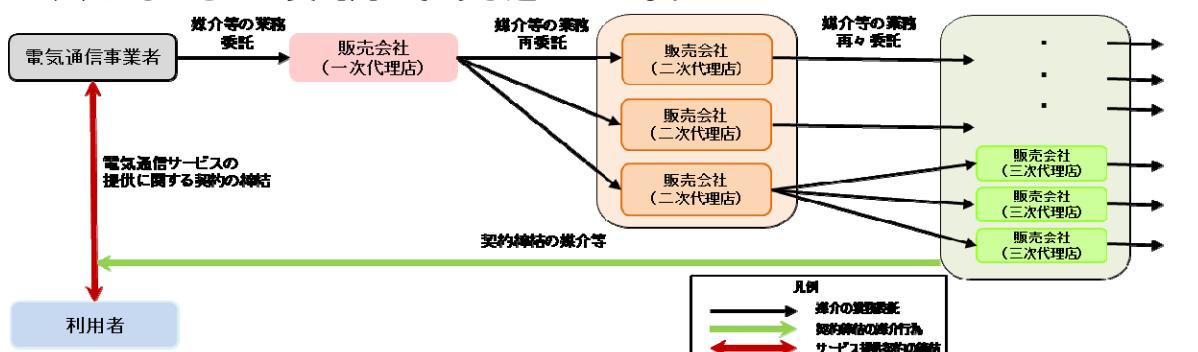
電気通信事業者が契約の締結の媒介等の業務及びこれらに付随する業務を媒介等業務受託者に委託をする際には、電気通信事業者による指導等、当該委託に係る業務(媒介等業務)が適切かつ確実に遂行されるための措置を電気通信事業者が講じなければならない。

第1節 対象範囲

(1) 媒介等業務受託者に対する指導等の措置義務の主体

媒介等業務を委託する電気通信事業者に直接の義務が課せられる。電気通信事業者から媒介等業務の委託を受けた媒介等業務受託者(一次代理店)が更に他の媒介等業務受託者(二次代理店)に媒介等業務を再委託する場合は、当該二次代理店においても第2節以降の措置が講じられるようにする必要があるが、電気通信事業者はそうなることを確保するための措置を一次代理店との関係において講じる必要がある。このことは、二次代理店が更に三次代理店に委託をする場合も同様である。

なお、法第27条の3の義務は、委託先の媒介等業務受託者の個別の職員を直接指揮命令することまで委託元に求める趣旨ではない。



(2) 媒介等業務受託者の範囲

(1)のとおり、電気通信事業者から直接委託を受けた媒介等業務受託者のみならず、媒介等業務受託者を介し、二段階以上にわたる委託を受けた媒介等業務受託者の全てが対象となる。媒介等業務受託者の指す範囲については、第1章を参照。

(3) 「電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務及びこれに付随する業務の委託」の範囲

付随する業務としては、例えば、勧誘行為を委託することが考えられる。また、委託の形式は、契約によるものや事実行為によるもののいかんを問わない。

(4) 対象役務

全ての電気通信役務が対象となる。ただし、説明義務、書面交付義務等の対象として指定されていない電気通信役務については、本章第2節以下の具体的記載にかかわらず、当該電気通信役務の利用状況や媒介等業務の内容に応じて、最小限の措置を講じることで差し支えない。

第2節 媒介等業務を適切かつ確実に遂行する能力を有する者への委託

(第22条の2の11第1項第1号)

委託元の電気通信事業者又は媒介等業務受託者(再委託の場合)は、媒介等業務の委託に当たっては、委託先の者について審査するための基準等をあらかじめ整備し、それに基づいて委託先の能力の適格性を確かめる必要がある。

【望ましい例】

電気通信役務に関する法令等や電気通信役務の契約に関する知識、媒介等業務の業務遂行能力に加えて、利用者の保護を確保するための内部管理体制及び媒介等業務の管理体制が整備されていること、事業目的・事業内容に照らし、媒介等業務を業務として行うに適した者であることについて、あらかじめ整備した基準に基づいて確認すること。

【不適切な例】

- 過去一定期間内に、本章の措置により求められた事項を履行しなかったことを理由に委託を中止した者に対して、再度委託すること。
- 委託しようとする者が法令への違反を理由とした行政指導、行政処分、刑事処分その他の公的な制裁を最近受けたことが明らかであるにもかかわらず委託すること。

第3節 責任者の選定(第22条の2の11第1項第2号)

委託元の電気通信事業者又は媒介等業務受託者(再委託の場合)において、媒介等業務の実施の状況を監督する責任者を選任しなければならない。

責任者を選任しなければならない範囲は、例えば、電気通信事業者Aが媒介等業務を媒介等業務受託者Bに委託し、媒介等業務受託者Bが更に媒介等受託者Cに媒介等業務を再委託した場合、電気通信事業者A及び媒介等業務受託者Bであり、媒介等業務受託者Cにおける責任者の選任まで求めているものではない。ただし、媒介等業務受託者Cにおいても責任者が選任されるよう電気通信事業者が自主的に措置を講ずることを妨げない。委託先ごとに責任者を選任する必要はなく、兼任することが認められる。

また、委託元の電気通信事業者又は媒介等業務受託者が法人である場合の選任する責任者は、その役員又は職員(従業員を含む)に限られる。「役員」とは、業務の執行、業務の監査等の職権を有するものをいう。また、「職員」とは、電気通信事業者又は媒介等業務受託者と雇用契約を締結している者をいう。

第4節 媒介等業務の手順等に関する文書の作成等 (第22条の2の11第1項第3号)

(1) 手順等の文書の作成

電気通信事業者は、①適切な誘引の手段に関する事項、②媒介等業務に関する法令等の遵守に関する事項、③その他媒介等業務の適正かつ確実な遂行を確保するための事項、を記載した媒介等業務の手順等に関する文書(マニュアル等。以下「手順等文書」という。)を作成し、媒介等業務受託者に配布しなければならない。

このうち③の事項には、委託元の電気通信事業者に課せられた義務を履行するための受託業務に関する記載が含まれるものであり、例えば、携帯電話サービスの契約締結については、媒介等業務受託者により媒介等されることが通例であることから、第3章の書面交付義務を履行するため、媒介等業務受託者による契約書面の利用者への交付について、手順等文書に記載することが必要である。

①及び②の事項の詳細は、それぞれ次のとおりである。

①適切な誘引の手段に関する事項

(ア) 電気通信役務契約の勧誘手段の適正化

例えば苦情等の内容の傾向も参考としつつ、利用者に不利益となる強引な販売が行われることを防止するため、利用者を威迫して困惑させたり迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘、利用者の契約意思が不明確にもかかわらず契約を成立させる行為等の不適切な勧誘行為についてその適正化を図るための記載をする必要がある。

(イ) 独自オプションの内容の明確化

利用者を誘引するための経済上の利益あるいは有償継続役務(キヤッショバック、水の定期的宅配等の媒介等業務受託者独自のオプション)がある場合には、その内容を記載した書面を利用者に交付するといった手段を定めることが必要である。この場合の記載すべき内容は、書面交付義務における有償継続役務に関する記載内容(第3章第2節(6))又は利用者に提供する経済上の利益に関する記載内容(第3章第2節(10))を参考にすることが考えられるが、特に、有償継続役務について電気通

信役務契約と契約変更・契約解除の方法が異なる場合には、その旨が明確になることが重要である。

記載・交付方法としては、書面交付義務により作成され交付される契約書面のうち一覧性の確保がされた部分(表形式の部分)に含まれている必要まではなく、契約書面と別途交付されることでも差し支えない。ただし、契約書面との一体性は確保して交付されることが望ましい。

なお、本項目は、媒介等業務受託者が委託元の電気通信事業者等の知り得ない範囲で独自にオプションを提供することを妨げるものではなく、また委託元の電気通信事業者等が媒介等業務受託者の提供するオプションについて逐一把握し又は統制することを求める趣旨でもない。

②媒介等業務に関する法令等の遵守に関する事項

媒介等業務に関する法令等の遵守に関する事項の記載として、施行規則上①法、②携帯電話不正利用防止法、③青少年インターネット環境整備法、に関する記載をする例として定めているが、その他個人情報の保護に関する法律、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)をはじめとする労働関連法令についても記載することが必要である。

なお、上記法令に基づく命令、告示等についても遵守すべき法令等に含まれる。

(2)媒介等業務受託者及び媒介等業務を担当する者に対する研修等

委託元の電気通信事業者又は媒介等業務受託者(再委託の場合)は、委託先の媒介等業務受託者及びその媒介等業務の従事者(媒介等業務を担当する者)に対する研修等が実施されるよう措置を講じる必要がある。研修の実施の方法は一律の基準があるものではないが、委託元又は電気通信事業者が自ら行う場合のほか、委託先に行わせる場合、外部に委託して行わせる場合を含み、例えば定期的に実施することが考えられる。

第5節 監督措置(第 22 条の2の 11 第1項第4号)

委託元の電気通信事業者又は媒介等業務受託者(再委託の場合)は、媒介等業務の実施状況を定期的又は必要に応じて確認することにより、媒介等業務が的確に遂行されているかを検証し、必要に応じ改善させる等の必要かつ適切な監督等が行われるための措置を講じなければならない。

(1)媒介等業務の実施状況を定期的又は必要に応じて確認

媒介等業務の実施状況を定期的又は必要に応じて確認する方法として、例えば、

委託契約において電気通信事業者が媒介等業務受託者に対して媒介等業務を、定期的に又は必要に応じた監査することを定めることが想定される。必要に応じた監査としては、例えば、苦情等の内容の傾向を分析した上で最も必要と考えられる対象範囲について調査すること、ある媒介等業務受託者において手順等文書への違反が疑われたような場合において調査を実施すること、ある媒介等業務受託者の特定の店舗において違反がみられた場合には、同じ媒介等業務受託者の別の店舗について調査を実施することなどが考えられる。

(2) 媒介等業務が的確に遂行されているかを検証し、必要に応じ改善させる等

(1)により確認した結果について、媒介等業務が的確に遂行されているか検証し、必要に応じ改善を行うための体制が整えられていることが必要である。例えば、電気通信事業者内の責任ある部署において検証が行われ、必要に応じて経営陣に報告が行われ、電気通信事業者の適切な業務指導や媒介等業務受託者の適切な業務運営に反映させるなどの体制整備などが考えられる。

また、(1)により確認した結果以外にも顧客満足度(CS)調査等を行い検証を行うことで、媒介等業務の的確な遂行の実効性を高めることが考えられる。

第6節 苦情処理に関する措置(第22条の2の11第1項第5号)

委託先の媒介等業務受託者において、媒介等業務に係る利用者からの苦情対応窓口の明示、苦情処理担当部署の設置、苦情案件処理手順等の策定等の苦情対応体制が整備されるための措置を講じなければならない。委託元の電気通信事業者又は媒介等業務受託者(再委託の場合)が委託先の媒介等業務受託者に代わってそうした措置を講じる場合は、媒介等業務受託者に関する苦情及び問合せが当該委託元に関するものと同様に迅速かつ適切に処理するよう、十分に配慮することが必要である。

なお、苦情の処理方法については、第5章第2節に準ずる。

第7節 媒介等業務が適切かつ確実な遂行を確保するための措置 (第22条の2の11第1項第4号)

媒介等業務受託者の媒介等業務に問題が発見された場合に当該媒介等業務受託者への指導を行うとともに、そうした措置では解決しないと考えられる場合には委託の中止、委託契約の解除等適切な措置を講じる態勢が整備されている必要がある。また、委託中止又は委託契約の解除を行う際には、適切な利用者保護が図られる態勢が整備されている必要がある。

第8節 委託状況を把握するための措置(第22条の2の11第1項第7号)

電気通信事業者は、本章に記載する媒介等業務受託者に対する指導等の措置を適切かつ確実に実施するため必要な範囲内において、媒介等業務の委託状況を把握するための措置を講じなければならない。例えば、第5節の監督措置が行き届き、第9節の報告義務が適切に履行されるよう、媒介等業務受託者との連絡の手順について明確化しておくことが考えられる。

ただし、媒介等業務の委託先である媒介等業務受託者を全て把握することまでを一律に求めるものではない。

第9節 総務大臣への報告義務(第22条の2の11第2項)

電気通信事業者は、第7節の委託の中止・契約の解除等が必要と見込まれる等の問題が発見された場合で、利用者の利益に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、第7節の措置の実施と並行して、速やかに当該問題を生じさせた媒介等業務受託者の①氏名又は名称、②住所、③媒介等業務受託者が法人の場合、媒介等受託者の代表者の氏名又は名称、④その他法人番号等媒介等受託者を特定するために必要な情報、を総務大臣に報告しなければならない。

「利用者の利益に重大な影響を及ぼすおそれ」とは、例えば、苦情等が多数発生するおそれのある場合、現に苦情等が多数発生している場合、又は現に多数の違反が発生している場合が想定されるが、判断に迷う場合は、総務省に一報することが望ましい。総務省からは、必要に応じ、事案について追加の報告を求めることがある。

再発防止のため、総務省からは、報告された媒介等業務受託者の情報を事案の内容等の情報と併せて必要な場合に他の事業者等に提供することも想定される。

【以下については、現行ガイドラインから変更ありません。】

第8章 事業の休廃止に係る周知（法第18条第3項）関係

第1節 本規定を設けることとした趣旨

電気通信サービスは、国民生活や社会経済活動に必要不可欠なサービスであり、特に近年、インターネットや携帯電話など多様な電気通信サービスが国民一般に広く普及するとともに、産業の基盤としてのICTの役割が増大する中で、電気通信サービスが国民生活や社会経済活動に占める比重はとみに高まってきている。

こうした中で、電気通信事業の休止又は廃止によって、電気通信サービスの提供が何の前触れもなく突然打ち切られた場合には、当該電気通信サービスの利用者が不測の不利益を被ることとなるおそれがある。

このため、電気通信事業者が電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする場合には、原則として、利用者にその旨を周知させなければならないこととしたものである。

ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的小ないため、事業の休廃止について利用者に周知させる必要性が相対的に低いと認められる電気通信事業については、この限りではないこととしたものである。

第2節 法第18条第3項の規定の概要及び説明

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第十八条（略）

2（略）

3 電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該休止又は廃止しようとする電気通信事業の利用者に対し、その旨を周知させなければならない。ただし、利用者の利益に及ぼす影響が比較的小ないものとして総務省令で定める電気通信事業の休止又は廃止については、この限りでない。

（1）「電気通信事業の一部」の休止又は廃止

法第18条でいう「電気通信事業の一部」とは、電気通信事業の部分（全部にまで達しない範囲）であって社会経済的に1つの単位となり得るもの（例：利用者から見て独立した電気通信サービスと認知されると考えられるものを提供する事業の部分）がこれに該当する。

何が「電気通信事業の一部」に該当するかについては個別具体的なケースごとに判断する必要があるが、例えば、P.88～89の各項目に掲げるサービスを提供しなくなる

こととなる場合には、少なくとも「電気通信事業の一部」を休廃止するものとして、利用者に対して周知させることが必要である。また、サービス自体は継続する場合であっても、一部の地域でサービスの提供をやめる場合であって提供区域(都道府県単位で記載)の減少を伴う場合には、電気通信事業の一部を休廃止するものとして、利用者に周知させることが必要となる。

他方、上述の各項目に掲げるサービスに付随して提供される付加機能サービスや一部の速度別メニューの休廃止については、これらサービスやメニューが一般的には「電気通信事業の一部」に該当するとは言えないため、法第18条第3項に基づき利用者に周知させる義務の対象にはならない(※)。また、提供区域の減少を伴わず、同一の都道府県内において、市町村単位でサービスエリアを縮小する場合も、同様である。

しかしながら、こうした場合であっても、例えば、利用者に対して事前に周知させることなく、ある日突然、利用者が付加機能サービス等の提供が受けられなくなり、結果として利用者の利益を阻害しているときは、法第29条第1項第12号に基づき、業務改善命令が発せられることとなる。

したがって、これら「電気通信事業の一部の休廃止」には該当しないような付加機能サービス等の廃止やサービスエリアの縮小等を行う場合についても、その旨を周知させないことにより利用者の利益を阻害すると考えられるような場合には、法第18条第3項の場合に準じて、利用者に周知させるための措置をとることが求められる。

※ 料金プラン・割引メニュー等をやめるケースは、当該プラン・メニュー等が適用されていたサービスが引き続き新たな契約条件により利用者に提供されていれば、「休廃止」には該当しないが、契約条件の変更(新たな契約の締結)に該当するので、別途、法第26条(提供条件の説明)の規定に基づく対応が必要となり得る。

(2) 周知させる事項

事業を休廃止する場合、「その旨」を利用者に周知させなければならない(法第18条第3項)。「その旨」として、少なくとも、事業の休廃止によって提供されなくなるサービスの内容、当該サービスの提供が受けられなくなる期日について説明する必要がある。

(3) 本規定に対する違反への対応について

電気通信事業者が本規定に違反した場合、これにより利用者の利益を阻害しているときは、利用者の利益を確保するために必要な限度において、総務大臣による業務改善命令が発動される(法第29条第1項第12号)。また、電気通信事業者が本規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるときは、登録の取消事由又は認定の取消事由となり得る(法第14条第1項第1号又は第126条第1項第3号)。

第3節 施行規則第13条の規定の概要及び説明

(事業の休止及び廃止に係る利用者への周知)

第十三条 法第十八条第三項の規定により周知させるときは、あらかじめ相当な期間を置いて、次の各号のいずれかの方法により、電気通信事業を休止し、又は廃止しようとする旨を知れたる利用者に対して適切に周知させなければならない。

- 一 訪問
 - 二 電話
 - 三 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付
 - 四 電子メールの送信
 - 五 電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、利用者が休止し、又は廃止しようとする電気通信事業に係る電気通信役務の提供を受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの
- 2 法第十八条第三項ただし書の総務省令で定める電気通信事業の休止又は廃止は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 利用者が電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる電気通信役務を提供する電気通信事業の休止又は廃止
 - 二 電気通信事業の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続に伴う電気通信事業の廃止であつて、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信事業を承継した者が引き続き当該電気通信事業を営むこととなるもの
 - 三 その他利用の態様から見て通信をする目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないと認められる電気通信事業の休止又は廃止

(1) 周知させる時期

事業の休廃止については、「あらかじめ相当な期間を置いて」(施行規則第13条第1項)利用者に周知させなければならない。ここで「相当な期間」とは、利用者が当該休廃止によって提供されなくなるサービスの代替的なサービスを選択し、移行するために必要な期間を確保できるような時間的余裕をもって行わなければならないことを意味している。

すなわち、利用者が

- ア 事業者からの連絡等を受けて事業が休廃止されることを認知し、
- イ 代替サービスの選択肢の存在を認識し、

ウ これらの提供条件等を理解し、十分に比較・検討し、
エ どのサービスに移行するか等を決定する
ために必要な期間を確保することが必要となるものである。

具体的な時期については、休廃止される事業やそのサービスの内容にもよるが、事業を休廃止する日の少なくとも1月前までを目途として周知させることが必要と考えられる。ただし、1月以下の期間で周知させた場合であっても、これによって利用者の利益を阻害していなければ、問題ないケースもあると考えられる。

また、上記ア～エに加え、利用者が代替サービスに移行するために必要な手続き等を勘案して、必要に応じて、より早く周知させることが必要である。例えば、FTTHサービスやDSLサービス等、代替的なサービスに移行する際に、移行先の事業者側で工事等の対応が必要となるサービスについては、これら工事等のため通常必要となる期間を考慮した上で十分な期間前に周知させることが必要となる。

(2)周知させる利用者の範囲

事業を休廃止する場合、「知れたる利用者」に周知させなければならない(施行規則第13条第1項)。「知れたる利用者」とは、利用者(電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者)のうち、当該電気通信事業者が、サービス提供に関する契約を締結しているものとして氏名等を認識しているものをいう。

電気通信事業の場合、電気通信事業者同士が電気通信設備を接続してサービスを提供するのが一般的となっており、電気通信事業者は、接続相手となる電気通信事業者の利用者と、自らのネットワーク部分に係るサービスの提供に関する契約を締結することとなる。ここで、当該電気通信事業者が当該利用者から料金徴収等を行わず、当該接続相手となる電気通信事業者から接続料を取得する場合には、当該電気通信事業者にとっては、一般的には当該利用者が「知れたる」利用者には当たらないと考えられるため、周知させる必要はない。

また、いわゆる「みなし契約」(他事業者と契約を締結した利用者が自動的に自らと契約を締結したこととなる形態による契約)による利用者についても、一般的には当該利用者が「知れたる」利用者には当たないと考えられるため、周知させる必要はない。

ただし、当該電気通信事業者が、当該利用者を自らのサービスの提供を受ける利用者として認識していると認められる場合には、「知れたる」利用者として、周知させることが必要となる。

(例えば、東日本電信電話株式会社(NTT 東日本)の契約約款に基づき同社と加入電話契約を締結した利用者は、原則として NTT 東日本と接続して長距離・国際電話サービスを提供する事業者とも契約を締結したこととされているが、これらの利用者

については、長距離・国際電話サービスを提供する事業者にとっては、この時点では「知れたる利用者」には当たらない。ただし、当該利用者がある長距離・国際電話事業者のサービスを利用し、当該事業者が当該利用者を自らのサービスの利用者として認識している状態にある場合には、「知れたる利用者」に該当することとなる。)

(3)周知させるための方法等

利用者に周知させるときは、次のいずれかの方法を用いることにより、「適切に」周知させなければならない(施行規則第13条第1項)。ここで「適切に」の趣旨は、単に以下のいずれかの方法を用いればよいということではなく、これらの方法を用いる中で、連絡を受けた利用者が事業の休廃止について確実に認識するように適切な対応を取る必要があるという意味である。

① 訪問(施行規則第13条第1項第1号)

電気通信事業者の営業担当者などが個別に利用者を訪問し、事業の休廃止について説明する方法。適切に周知させるため、休廃止に係るサービスの内容、当該サービスの提供が受けられなくなる期日について、必要に応じて書面などを用いることにより、分かりやすく説明することが必要である。

② 電話(同項第2号)

利用者に対して電話をかけ、事業の休廃止について説明する方法。適切に周知させるため、分かりやすく説明することが必要である。

③ 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付(同項第3号)

利用者に対して、事業の休廃止について説明した書面を送付する方法。郵便又は信書便を用いたダイレクトメールの送付、電報による送付のほか、FAXにより当該書面を送付する方法、毎月送付する料金請求書上に事業の休廃止について説明を記載する方法、当該料金請求書の封筒に事業の休廃止について説明した書面を同封する方法等が考えられる。

適切に周知させるため、当該書面には、当該書面を受領した利用者が事業の休廃止について容易に認識できるよう、事業の休廃止について見やすい文字・体裁で記述することが必要となる。

なお、事業の休廃止について説明した書面を直接手交することは、本号でいう「書面の送付」には該当しないが、第一号の「訪問」に該当することとなる。

④ 電子メールの送信(同項第4号)

利用者の電子メールアドレスを把握している場合において、事業の休廃止について説明した電子メールを送信する方法。なお、利用者にとって電子メールと差異なくメッセージを受信でき、利用者が電子メールと同様にその内容を認識すると認められるものについては、「電子メールの送信」による方法の一環として認められる。

適切に周知させるため、基本的には、事業の休廃止に関する情報だけを記載したメールを送信することが必要と考えられ、これと関係のない新サービスに係る情報等と併せて記載することは好ましくない。また、電子メールの題名を「重要なお知らせ」「サービスの廃止に関するお知らせ」等とするなどの工夫をすることも必要となる。

(5) 利用者がサービスの提供を受ける際に表示されるポータルサイト等の画面上での表示(同項第5号)

利用者が当該サービスの提供を受ける際に、必ず表示されるポータルサイト等の画面がある場合において、当該画面において事業の休廃止についての説明を表示する方法。利用者が当該サービスの提供を受ける際に、必ずその画面を見ることが必要であり、必ずしも利用者が見ることとならないホームページの画面等で掲載することは、本号による方法には当たらない。

また、利用者が必ず見ることとなる画面上であっても、適切に周知させるため、当該画面を見た利用者が事業の休廃止について容易に認識できるよう、事業の休廃止について見やすい文字・体裁で記述することが必要となる。

なお、上記のような省令で規定される方法を用いて周知させようとしたにもかかわらず、利用者が住所変更等をし、これを事業者に通知していないことなど利用者に帰すべき事由により連絡がつかない利用者に対してまでは、周知させる必要はない。(ただし、こうした利用者についてもできるだけ周知させることが適当と考えられるため、「第4節 事業の休廃止の望ましい在り方について」のア～ウに記述するような手段により周知させることが望ましい。)

(4) 休廃止について利用者に周知させる必要のない電気通信事業

以下の事業の休廃止については、その事業の休廃止により利用者に及ぼす影響が比較的少ないと考えられることから、法第18条第3項ただし書に基づき利用者に周知させる必要はないこととされている。

(1) 利用者が電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる電気通信役務を提供する電気通信事業の休止又は廃止(施行規則第13条第2項第1号)

利用者との間で継続的な契約を締結せず、利用者がサービスの提供を受けようとする都度、契約を締結することとなるサービスを提供する電気通信事業については、

ア 実態として周知させない場合に利用者が大きな不利益を被ることは想定し難く、

イ 利用者が他の代替的なサービスに移行するための時間的余裕を確保する

必要もないと考えられ、また、

ウ 電気通信事業者にとっても、周知させるべき対象となる利用者の特定が困難である

こと等から、利用者に周知させることは必要ないこととしている。これに該当するサービスとしては、カード会社の発行するクレジットカード番号とその暗証番号を入力することにより利用できる国際電話サービスなどが考えられる。

② 電気通信事業の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続による電気通信事業の廃止であって、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信事業を承継した者が引き続き当該電気通信事業を営むこととなるもの(同項第2号)

電気通信事業の譲渡等があり、譲受人等がサービスを継続する場合には、利用者は引き続き電気通信サービスの提供を受けられることとなるため、利用者に周知させることは必要ないこととしている。ただし、この場合であっても、利用者における混乱等を防止する観点から、サービス提供事業者が変更する旨等を周知させることは必要と考えられる。

③ その他利用の態様から見て通信をする目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的小ないと認められる電気通信事業の休廃止(同項第3号)

これは、通信をする目的が限定的であれば該当するということではなく、通信をする目的が限定的であり、一般的な利用形態から見たその目的に照らし、当該事業の休廃止について利用者保護を図る必要性までは認められないと考えられるものに限られる。これに該当するサービスとしては、ツーショットダイヤル、出会い系サイト、出会い系チャット、出会い系サイト用のホスティングサービスなどが考えられる。

第4節 事業の休廃止の望ましい在り方について

法第18条第3項及び施行規則第13条に基づく義務の範囲は、上記に述べたとおりであるが、利用者の利益を保護する観点から、電気通信事業者は自主的に以下の対応を取ることが望ましい。

ア 上記第3節(3)のいずれかの方法により知れたる利用者に対して直接周知させるほか、報道発表、ホームページへの掲載、日刊紙への掲載などにより、事業の休廃止について広く周知させるための措置を取ること。

また、施行規則第13条第2項に掲げる法第18条第3項の周知させる義務の対象外となる事業の休廃止についても、潜在的な利用者にできる限り周知させる観点

から、同様の措置を取ること。

- イ 周知させるための連絡手段については、利用者に対して周知徹底が図られるよう、必要に応じて複数の連絡手段を用いること。
- ウ 事業の休廃止に係る連絡をしたにもかかわらず、十分に周知させられていないと認められる利用者がある場合には、重ねて連絡を行い、又は当初の連絡手段とは別の連絡手段を用いること等により、周知徹底を図ること。
- エ 事業の休廃止について周知させる際、併せて利用者からの問合せ窓口の連絡先を知らせるとともに、自ら又は他の電気通信事業者が提供する代替的なサービスの紹介・説明を行うこと。
- オ サービス停止までの利用条件、代替的なサービスの内容や移行手続き等に関する利用者の問合せに対して、誠実に対処すること。

第5節 具体的な事業者の対応の例示

ここでは、過去、電気通信事業者がその利用者に周知させるために取った具体的な措置のうち、事業の休廃止について周知させるための方法の参考となると考えられる事例を例示する。

- 電話事業者が固定電話の付加機能サービスを廃止する際、当該付加機能サービスの利用者に対して6ヶ月前からダイレクトメールを送付し、その後廃止までの間に、電話又は訪問により代替サービスへの移行承諾等の確認を行った。また、確認が取れなかつた利用者には、配達記録郵便で書面を送付した。
- 携帯電話事業者がアナログ方式の携帯電話サービスを廃止する際、9ヶ月前からダイレクトメールを送付し、その後廃止までの間に、自宅・携帯電話への電話又は訪問により移行勧奨を行った。また、ホームページにお知らせを掲載したほか、報道発表を行った。
- インターネット接続サービス提供事業者がアクセスポイントを廃止する際、6ヶ月前に全会員に対して電子メールを送信した。また、3ヶ月前に再度電子メールを送信するとともに、その後当該アクセスポイントにアクセスしている利用者に対しては、個別に電話、FAX、郵送等を併用して連絡した。
- インターネット接続サービスの提供事業者が変更する際、変更の3ヶ月前から毎月利用者に電子メールを送信、ダイレクトメールを送付するとともに、ホームペー

ジ上でもお知らせを掲載した。

(「電気通信事業の一部」に該当するサービス例)

(固定電話系サービス)

- ・加入電話サービス
- ・ISDN サービス
- ・市内電話サービス
- ・県内市外電話サービス
- ・県間電話サービス
- ・対地別の国際電話サービス
- ・対地別の国際 ISDN サービス
- ・050 番号を用いた IP 電話サービス(050 IP 電話サービス)
- ・0AB～J 番号を用いた IP 電話サービス(0ABJ IP 電話サービス)
- ・インターネット電話サービス 等

(移動系サービス)

- ・W-CDMA 方式携帯電話サービス
- ・CDMA2000 方式携帯電話サービス
- ・携帯電話端末によるインターネット接続サービス
- ・携帯電話パケット通信アクセスサービス
- ・PHS サービス
- ・PHS 端末によるインターネット接続サービス
- ・PHS パケット通信アクセスサービス
- ・BWA サービス
- ・公衆無線 LAN サービス
- ・衛星携帯電話サービス
- ・無線呼出しサービス 等

(データ専用サービス)

- ・一般専用サービス
- ・高速デジタル専用サービス
- ・ATM 専用サービス
- ・テレックスサービス
- ・X.25 のパケット交換サービス
- ・フレームリーサービス
- ・ATM 交換サービス
- ・IP-VPN サービス
- ・広域イーサネットサービス 等

(インターネット接続サービス)

- ・ダイヤルアップに対応したインターネット接続サービス
- ・DSL アクセスサービスに対応したインターネット接続サービス
- ・FTTH アクセスサービスに対応したインターネット接続サービス
- ・CATV 用の設備を用いたインターネット接続サービス
- ・BWA アクセスサービスに対応したインターネット接続サービス 等

(固定系インターネットアクセス回線サービス)

- ・DSL アクセスサービス
- ・FTTH アクセスサービス
- ・FWA アクセスサービス 等

(その他)

- ・電子メールサービス
- ・ホスティングサービス
- ・IX サービス 等

注 上記は、「電気通信事業の一部」に該当するものの目安として記載しているものであり、上記に例示したサービス以外のサービスについても、これらと同様に社会的経済的に1つの単位と概念し得るものを探する事業を休廃止しようとするときは、利用者に周知させることが必要となる。

(以上)